

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【事業年度】	第87期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)
【会社名】	日本化学産業株式会社
【英訳名】	NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳 澤 英 二
【本店の所在の場所】	東京都台東区下谷二丁目20番5号
【電話番号】	03(3873)9223(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 百 瀬 譲
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区下谷二丁目20番5号
【電話番号】	03(3873)9223(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 百 瀬 譲
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本化学産業株式会社大阪支店 (大阪市中央区上町一丁目23番10号) 日本化学産業株式会社名古屋支店 (名古屋市中区新栄二丁目16番13号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第83期	第84期	第85期	第86期	第87期
決算年月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月
売上高 (百万円)	32,021	24,329	21,027	25,539	20,761
経常利益 (百万円)	3,610	1,459	2,576	3,704	2,129
当期純利益 (百万円)	2,087	634	1,577	1,925	1,368
包括利益 (百万円)				1,868	1,220
純資産額 (百万円)	19,879	19,588	21,194	22,711	23,659
総資産額 (百万円)	26,377	23,738	26,567	28,986	28,802
1株当たり純資産額 (円)	1,008.93	994.29	1,075.87	1,152.57	1,196.02
1株当たり当期純利益金額 (円)	106.28	32.23	80.06	97.76	69.32
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	75.4	82.5	79.8	78.4	82.1
自己資本利益率 (%)	10.88	3.22	7.73	8.77	5.90
株価収益率 (倍)	7.05	13.96	8.07	7.26	8.05
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	683	5,978	3,416	1,299	2,750
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	870	1,209	1,738	900	968
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	115	613	257	166	320
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	1,081	5,141	6,577	6,799	8,213
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	704 (116)	770 (95)	718 (114)	710 (139)	658 (127)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

4 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益の算定における期末株式数及び期中平均株式数については、「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(第86期279,000株、第87期201,000株)を連結貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第83期	第84期	第85期	第86期	第87期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (百万円)	30,409	23,096	19,895	24,363	20,154
経常利益 (百万円)	3,247	1,230	2,309	3,282	2,152
当期純利益 (百万円)	2,023	627	1,461	1,664	1,481
資本金 (百万円)	1,034	1,034	1,034	1,034	1,034
発行済株式総数 (千株)	20,680	20,680	20,680	20,680	20,680
純資産額 (百万円)	18,860	18,971	20,403	21,688	22,877
総資産額 (百万円)	24,982	22,823	25,233	27,498	27,715
1株当たり純資産額 (円)	957.24	962.98	1,035.70	1,100.64	1,156.48
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	16.00 (7.00)	16.00 (8.00)	16.00 (6.00)	16.00 (8.00)	16.00 (8.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	103.01	31.83	74.17	84.50	75.03
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	75.5	83.1	80.9	78.9	82.5
自己資本利益率 (%)	11.09	3.32	7.42	7.91	6.65
株価収益率 (倍)	7.27	14.14	8.71	8.40	7.44
配当性向 (%)	15.5	50.3	21.6	18.9	21.3
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	330 (116)	339 (95)	336 (114)	333 (139)	340 (127)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

4 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益の算定における期末株式数及び期中平均株式数については、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(第86期279,000株、第87期201,000株)を貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。

2 【沿革】

年月	事項
大正13年10月	東亜化学工業株式会社設立、洗剤・硬水軟化剤を販売。
昭和21年4月	日本化学産業株式会社に改称、鍍金薬品・研磨剤・洗剤を販売。
昭和23年1月	柳澤有機化学工業所を買収し製造と販売の一元化を図る。
昭和27年6月	大阪支店を開設、名古屋以西の市場開拓を図る。
昭和31年12月	名古屋出張所開設。(昭和38年10月支店昇格)
昭和35年10月	埼玉県草加市に埼玉工場・研究所を建設。
昭和36年10月	当社株式、東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和38年7月	アルミスパンドレル成型加工・アルミ表面処理業務開始。
昭和42年1月	埼玉県草加市に青柳工場を建設。
昭和45年12月	アルミ製よろい戸を開発、製造販売をはじめ。
昭和49年4月	組織の整理統合を図り事業部制導入、アルミ事業部発足。
昭和50年7月	薬品事業部発足。
昭和52年12月	福島県双葉郡広野町に福島工場(現第一工場)を建設。
昭和57年2月	株式会社川口ニッカ設立、試薬の製造販売を拡充。 (株式会社川口ニッカは平成3年5月より当社の無機薬品の製造受託を行っている。)
昭和63年4月	事業部制廃止。
平成3年3月	埼玉県北埼玉郡大利根町に大利根工場を建設。
平成10年8月	ISO9002薬品生産本部全品目認証取得。
平成11年4月	タイに子会社ネクサス・エレケミックCO.,LTD.(現連結子会社)を設立。
平成11年10月	ISO9002建材本部住宅建材製品認証取得。
平成12年5月	ISO14001埼玉・福島・大利根3工場及び総合研究所認証取得。
平成12年6月	タイに子会社サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.(現連結子会社)を設立。
平成12年11月	ISO9001建材本部認証取得。
平成13年11月	ISO14001青柳工場認証取得。
平成16年3月	ISO9001ネクサス・エレケミックCO.,LTD.認証取得。
平成16年12月	ISO9001薬品営業本部・総合研究所認証取得。
平成23年3月	福島県双葉郡楢葉町に福島第二工場を建設。

3 【事業の内容】

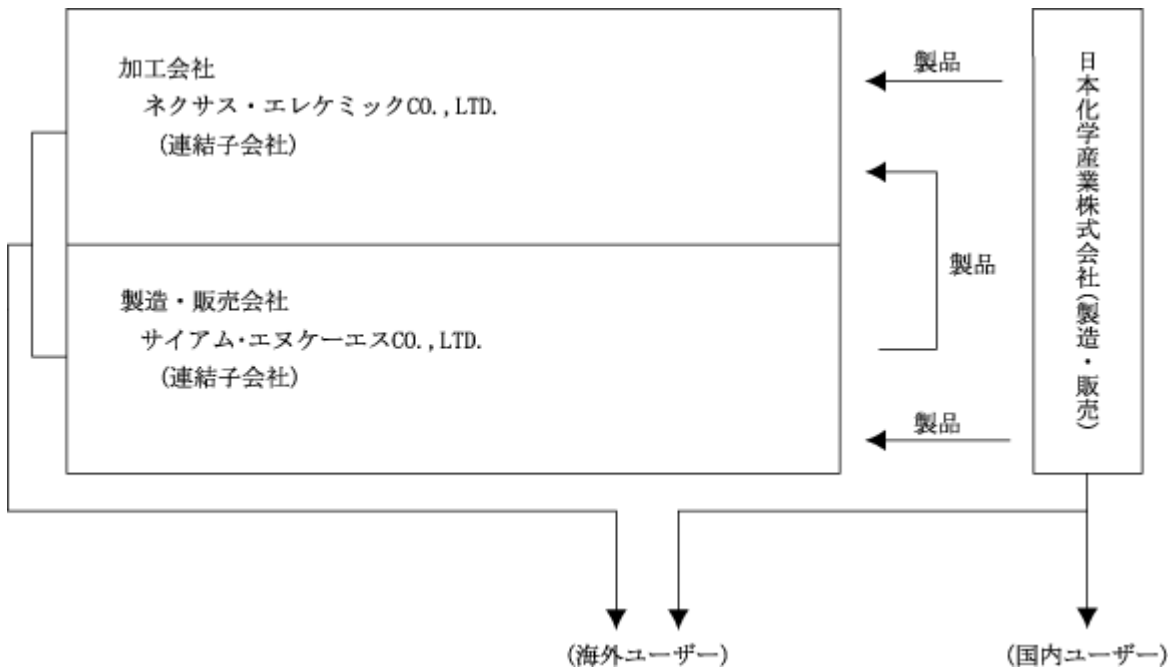
当社グループは、当社及び子会社3社により構成されており、薬品、建材の製造、販売を主な事業としております。

当社グループ事業における主な位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

薬品事業 当社は薬品を製造販売しております。連結子会社であるサイアム・エヌケーエスCO.,LTD. はめっき薬品を製造販売しており、ネクサス・エレケミックCO.,LTD.は、当社製品及びサイアム・エヌケーエスCO.,LTD.の製品を使用し、めっき加工を行っております。

建材事業 当社は建材を製造販売しております。

以上述べた事項の概要図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の 関係
(連結子会社) ネクサス・エレケミック CO.,LTD. (注) 2	タイ国 アユタヤ県	千タイバーツ 52,000	薬品事業	100	兼任 2名	当社及び子会社サイ アム・エヌケー エスCO.,LTD.の製 品を使用しめっき 加工をしております。
(連結子会社) サイアム・エヌケーエス CO.,LTD. (注) 2	タイ国 アユタヤ県	千タイバーツ 130,000	薬品事業	100	兼任 2名	子会社ネクサス・ エレケミックCO., LTD.向けめっき用 薬品を製造してお ります。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当します。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
薬品事業	591 (81)
建材事業	51 (44)
全社(共通)	16 (2)
合計	658 (127)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

3 全社(共通)は、総務部等管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
340 (127)	40.6	17.6	5,753,201

セグメントの名称	従業員数(名)
薬品事業	273 (81)
建材事業	51 (44)
全社(共通)	16 (2)
合計	340 (127)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

3 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 全社(共通)は、総務部等管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合には、日本化学産業社員協議会(企業内組合)があり、平成24年3月31日現在の組合員数は256名であります。なお、労使関係は安定しており、特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、期初には東日本大震災により落ち込みましたが、その後、サプライチェーンの急速な復旧等もあり、持ち直しが見られたものの、第2四半期に入ってから欧州の債務危機などを背景とする海外経済の減速や急速な円高の進行に伴う輸出の落ち込み、生産拠点の海外シフトによる空洞化、さらにはタイで発生した洪水被害によってIT関連や自動車関連を中心に再度サプライチェーンが分断され、生産が阻害される等事業環境は悪化し、先行きについても不透明感の払拭は期待できない状況が続いています。

この間、当社グループは東京電力福島第二原子力発電所の事故により、生産活動が出来なくなった福島第一工場の生産品目を他工場での代替生産に切替える等の対応をとりましたが、福島第一工場の放射能リスクも軽減したこともあり、8月には全面稼働体制を整え、薬品部門の生産体制としてはほぼ震災前に戻ることができました。また、福島第二工場はいまだに東京電力第一原子力発電所の20⁺の警戒区域に該当してはありますが、生産開始に向けての準備を進めております。さらに、タイの海外子会社に関しましては新たにめっき用薬品以外の工業薬品の製造・販売を行う等の事業強化のための増資を行いました。10月に発生した洪水被害により全面的に操業停止に追い込まれました。しかしながら、12月初旬の工業団地内排水処理の終了を受け直ちに早期復旧に向けての全社的取り組みを開始し、本年2月初旬から操業を再開いたしました。

このような状況のもと、薬品部門においては新製品や新規用途開発品を中心に販売数量・生産数量の確保・拡大に努めましたが、当中間期の半ばまで全面稼働が出来なかった福島第一工場生産品の売上減及びその後の納入先の複数購買化の影響による売上回復の遅れ、当中間期後半以降の非鉄金属相場下落による売価低落、情報技術関連製品の納入先企業における在庫調整による需要減、円高に伴う輸出の減少、海外子会社の納入品の仕様変更に伴う減収、さらにはタイ洪水による生産・出荷停止影響などにより売上高は前期比大幅に減少しました。建材部門においては、期を通じて堅調に推移し、売上高は前期比増加となりました。その結果、当連結会計年度の売上高は前期比4,778百万円 18.7%減の20,761百万円となりました。利益面では、薬品部門における安価原料・リサイクル原料の使用拡大等低コスト体質の強化に努めましたが、減収及び生産数量減に伴う固定費負担増、非鉄金属相場下落に伴う原価に先行した売価低落、当期末における棚卸評価損等により、営業利益は前期比1,601百万円 44.8%減の1,973百万円、経常利益は前期比1,575百万円 42.5%減の2,129百万円、当期純利益は、東京電力福島原子力発電所事故に伴う損害賠償金等があり、前期比557百万円 28.9%減の1,368百万円となりました。

セグメントの業績を示すと以下のとおりであります。

薬品事業

薬品事業は、前述の取引先における福島第一工場の生産品目の複数購買化の影響、円高・景気低迷による需要減、非鉄金属相場の下落に伴う売価低落、海外子会社の取引先の仕様変更による売上減及びタイ洪水の影響による売上減などがあり、売上高は前期比4,789百万円 21.3%減の17,730百万円となりました。そのうちの海外売上高は、前期比1,015百万円 26.4%減の2,827百万円(連結売上高の13.6%)となりました。利益面につきましては、薬品事業において、減収の影響と生産数量の減少による固定費負担増、非鉄金属相場下落に伴う原価に先行した売価低落、海外子会社の売上減、及び当期末における棚卸評価損等により、営業利益は前期比1,620百万円 52.0%減の1,498百万円となりました。

建材事業

建材事業は、期初に大震災による住宅着工戸数減はあったものの、主力製品の防火通気見切縁が堅調に推移したことに加え新製品の拡販もあり、売上高は前期比11百万円 0.4%増の3,031百万円となりました。利益面につ

きましては、建材事業においては、売上高が微増となったことから、営業利益は前期比27百万円 3.3%増の879百万円となりました。

(注) 「第2 事業の概況」及び「第3 設備の状況」の金額表示には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローで2,750百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローで968百万円減少、財務活動によるキャッシュ・フローで320百万円減少し、この結果、当連結会計年度末は、前連結会計年度末に比べ1,414百万円増加し、8,213百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金は、2,750百万円の増加(前連結会計年度は1,299百万円の資金の増加)となりました。この主な要因は、法人税等の支払額1,242百万円、棚卸資産の増加額275百万円、仕入債務の減少額245百万円、災害損失引当金の減少額134百万円、賞与引当金の減少額100百万円等による資金の減少があったものの、税金等調整前当期純利益が2,275百万円、売上債権の減少額1,245百万円、減価償却費1,006百万円等により資金が増加したことであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金は、968百万円の減少(前連結会計年度は900百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、損害積立金の解約による収入207百万円等があったものの、有形固定資産の取得による支出1,098百万円があったこと等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金は、320百万円の減少(前連結会計年度は166百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は配当金の支払額314百万円があったこと等であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	11,410,630	12.8
建材事業	1,550,076	0.9
合計	12,960,706	11.5

- (注) 1 金額は製造原価で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	3,549,556	29.8
建材事業	170,622	+4.7
合計	3,720,178	28.8

- (注) 1 金額は仕入価格で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	17,730,273	21.3
建材事業	3,031,122	+0.4
合計	20,761,396	18.7

- (注) 1 セグメント間の内部取引はありません。
 2 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは景気回復傾向が期待されながらデフレの影響や雇用情勢等への懸念があり、今後もユーザーからの大幅な値下げ要求や価格競争の激化など厳しい事業環境が続くことを前提として、技術力の一層の向上に基づく安価原料・リサイクル原料の活用拡大をはじめとして総てのコスト・経費の徹底した削減を図ることにより低コスト体質の構築・強化を引き続き進めてまいりますとともに、現行薬品・建材事業の拡大強化・環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材・プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品をはじめとする高付加価値新製品の開発促進や新規事業の開拓等に継続して取り組んでまいります。更に、当社グループ全体の技術力・営業力・管理力の向上を推進・達成することにより、一層強靱な事業体質・収益力を構築し、連結ベースでの成長力を強化いたしたく考えております。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収のリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当、高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様へ買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

したがって、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、昭和21年2月設立した、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所を昭和23年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気(換気)・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ・それに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいております。

当社の「経営の基本方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上していくことにあります。その実現のため、向こう3カ年を期限とする中

期経営計画においては、昨年3月に発生した東日本大震災とこれに起因する東京電力福島原子力発電所事故及びタイの連結対象子会社が被った大規模洪水よりの完全な回復を前提としつつ、新製品開発・実績化、新規ユーザー開拓と、これに対応した福島第二工場の早期生産開始、タイの子会社サイアムNKS社新工場の早期建設・生産開始を目指し、尚且つ、事業継続計画の観点から、他の工場を含め「最適生産体制・最大生産体制」の構築をしております。一方で、引き続いて、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の使用拡大を図ることにより、低コスト体制を構築しております。

そのため、まず従来から取り組んできた現行薬品・建材事業の拡大強化・環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材等の情報技術関連薬品をはじめとする高付加価値新製品への開発投資や新規事業の開拓等に取り組んでまいります。その上で安価原料・リサイクル原料の一層の活用を中心に、総てのコスト・経費を見直し、徹底して削減を図ることとしています。当社は、この計画を達成することにより、強靱な事業体制の構築及び収益力の確保が図られ、企業価値ひいては株主の皆様との利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コーポレート・ガバナンスに関する取組の詳細につきましては、「第4-6コーポレート・ガバナンスの状況」に記載しております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を組織し、同委員会において作成した「コンプライアンスマニュアル」を全役員及び従業員へ配布し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動し、この姿勢を継続することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力していく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用した信託型ライツ・プラン(以下「第二回信託型ライツ・プラン」といいます。)を設定することを決議し、同年6月26日開催の当社第84回定時株主総会にて、株主の皆様のご承認を頂きました。第二回信託型ライツ・プランの有効期間が、平成24年6月30日をもって満了するため、同年5月24日開催の取締役会において、第三回信託型ライツ・プラン(以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。)を設定することを決議し、同年6月28日開催の第87回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂いております。本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行する仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様とその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与える影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プラン

ンを発動することとなります。当社は、三井住友信託銀行株式会社に対して、(a)大規模買付者グループに属する者による新株予約権の行使を認めない旨の条項及び(b)当社が大規模買付者グループに属する以外の者から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項(取得条項)等を付した新株予約権を無償で発行いたします。本信託型ライツ・プランに係る新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の募集事項は以下のとおりです。

(本新株予約権募集事項)

(1) 申込期日

平成24年6月29日(金)

(2) 割当日(会社法第238条第1項第4号に定義される。)

平成24年6月29日(金)

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により対象株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映した上で、調整後対象株式数を算出するものとする。

4) 上記3)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき。

(4) 本新株予約権の総数

25,000,000個

(5) 各本新株予約権の払込価額

無償とする。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円とする。

(7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(8) 本新株予約権の行使期間

平成24年7月1日(日)から平成27年6月30日(火)(ただし、平成27年6月30日(火)以前に権利発動事由(下記(9)1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間経過した日)まで

とする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

1) 下記 乃至 に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、

(ア) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認められた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、

又は、

(イ) 当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。)に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の公告を行ったことを示す公表(ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由を

それぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点それぞれ「権利発動事由発生時点」という。)

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループに属する者以外の者のみが、下記(14)及び(15)に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大量保有者グループ及び公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)には、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者(取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者が否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)所定の「保有者」)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)所定の「公開買付者」)を総称して「大規模買付者」という。

当社又は当社の子会社

当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者からかかる信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)

上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会がライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)

- 2) 上記1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約

権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。

当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること

当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること

当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること

上記乃至のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること

3) 上記2)のほか、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、(i)当該大規模買付け等が当社が発行者である普通株式全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、かつ、(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものである場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。

4) 上記2)及び3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準抛法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準抛法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準抛法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記1)に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。

6) 新株予約権者が、上記1)から5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(10) 本新株予約権の取得事由及び条件

1) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記(8)所定の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記(9)に従い本新株予約権を行使することができる者及び上記(9)4)により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定に

より本新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する本新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。

- 2) 上記1)のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の 又は の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、本新株予約権の全部を無償で取得する。

権利発動事由が生じた場合であって、上記(9)2)又は3)に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合

当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合

上記 乃至 のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

当社の株主総会において、本新株予約権全部を無償で取得すべき旨が会社法第309条第1項所定の方法により決議された場合

(11) 取得の対価として交付される株式の種類及び数

- 1) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)及び4)により交付株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映した上で、調整後交付株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付株式数の調整を必要とするとき

(12) 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時における本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の1)から5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該1)から5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に、下記 乃至 の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記 乃至 の各号の決定方針に沿う記載のある当該1)から5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- 1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約

2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約

3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社：新設分割計画

4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約

5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社：株式移転計画

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類

存続株式会社等の普通株式

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数

合併等の条件等を勧案の上、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勧案の上、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記(8)乃至(11)等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記(16)乃至の事由等を勧案して上記承認をするか否かを決定する。

(13) 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(14) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

(15) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(14)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到

着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時点で公表されたもののいずれか遅い時)とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(16) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書(下記 乃至 についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出されていること

譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと

譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと

譲受人が上記 及び に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと

(17) 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

(18) 割当先

三井住友信託銀行株式会社

(19) 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの強化等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、又、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記(3)の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記(3)の取組みは、上記(1)の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記(3)の取組みは、以下の 乃至 から、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し株主総会の特別決議を取得することを予定しております。

合理的な客観的解除要件の設定

前述のように、本新株予約権は、買収提案が当社の利益に資する場合には行使することができないように、

客観的な条件が定められています。

本新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、前述のとおり、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる特別委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

本新株予約権の無償取得可能性の確保(デッドハンド性の否定)

当社取締役会は、本新株予約権を行使することができない場合には、本新株予約権が行使可能になる時点を先送りする等しない限り、原則として当社が本新株予約権を無償にて取得することを決議しなければなりません。

これに加え、当社取締役会は、一定の場合には、いつでも当社が本新株予約権を取得することを決議することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、大規模買付者により選任された取締役によって構成される当社取締役会もこの権限を有するため、議決権行使を通じて株主の皆様ご意思が表示が反映されることが確保されているといえます。

以上から、本信託型ライツ・プランにおける本新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ピル、スローハンド・ピルなどといったライツ・プランと全く異なるものです。

ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

当社取締役会は、本新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを、特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議することとしております。

独立社外者のみからなる特別委員会の設置

本信託型ライツ・プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会の判断の公正さを担保し、その恣意的な判断を排除するために、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。本信託型ライツ・プラン設定時の特別委員会は、社外監査役1名及び社外有識者2名のみにより構成され、今後も独立社外者のみから構成されるものとしています。特別委員会は、具体的には、株主の皆様ごに代わり、株主の皆様ごのために、情報の収集や買収提案の検討を行い、大規模買付者との交渉を指示し、本信託型ライツ・プランの発動、行使条件充足時期の先送り及び新株予約権の無償取得の是非等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

第三者専門家の意見の取得

大規模買付者グループが出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の専門家)の助言を受けることができるとされています。

有効期間を限定していること(サンセット条項)

新株予約権の行使期間は原則として平成27年6月30日(火)までの3年間とされており、かかる3年経過後において信託型ライツ・プランを設定する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されています。

当社取締役の任期(1年)の維持(期差任期型取締役会の不存在)

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期型取締役会をライツ・プランと併用することにより、ライツ・プランに非常に高い防衛効果を付与しています。これに対し、当社は、当社取締役の任期を1年としており、期差任期型取締役会を有しておらず、当社は、本信託型ライツ・プランの設定後も、この状態を維持することとしております。

また、会社法第341条により、当社取締役は株主総会の過半数の決議で解任されることもできます。当社取締役会としては、株主の皆様ごが、毎年、株主総会における議決権の行使による当社取締役の選解任を通じ、本信託型ライツ・プランの是非についてご判断されることが適切であると考えております。

4 【事業等のリスク】

当社グループは工業薬品と住宅向けを中心とする建材製品の二つの事業分野に展開しており、特定分野への過度の集中は極力排しています。更に、当社グループの主力事業である工業薬品の分野においては、エレクトロニクス、自動車・船舶、石油化学、塗料・インキ、セラミック・ガラス、ゴム・プラスチック、エネルギー等、多方面に、多品種少量で供給しており、それぞれの分野の景気変動リスクは分散される構造となっております。このような中で、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある事業リスクは以下のようなものがあります。

薬品事業の非鉄金属・石油関連の原料など、建材事業の鉄・ステンレス・アルミ等の材料は、世界的需給関係や投機資金の動きなどにより急騰、急落することがあり、それによるコストの上昇が売価に転嫁できないリスク、相場下落の影響を売価が先行して受けるリスクがあります。

また、非鉄金属原料は、生産国が偏っており、政治的、経済的または自然災害トラブルにより供給面で障害が生ずるリスクがあります。

当社グループが製造・販売する工業薬品は、メーカーに納入する中間材が主体ですが、納入メーカーの事業戦略変更等が発生した場合、先方の都合により当該製品の納入中止等のリスクがあります。

当社グループが展開する事業分野で、当社グループ製品が引き続いて優位性を発揮する為には、絶えず新製品・新技術の開発が必要であります。投資に対する効果面で、必ずしも目標とした成果が得られないリスクがあります。

当社グループの海外における生産・販売の拠点構築は、需要動向を勘案し、計画的、段階的に拡充しておりますが、進出先の法規制変更、テロ、戦争の勃発等、予期し得ない出来事により、現地での生産・販売が阻害され、業績、財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。

当社グループが製造、販売する工業薬品および使用する原料の一部に、法令で定める劇毒物・危険物薬品があります。その管理については、法令を遵守するとともに内部統制の観点からも、万全を期しておりますが、使用、保管、輸送途上等での不測の事態によって発火、盗難、散逸等が発生した場合、火災の発生、環境汚染を招いたり、人体に危害が加わる可能性があります。ひいては損害賠償を求められるリスクがあります。

当社はISO9001をはじめ製品の品質規格については、関連法規の遵守、ユーザーとの契約基準遵守等、管理、開発、生産、販売には万全を期しておりますが、不測の品質トラブルが発生し、当社製品や当社グループ製品全体の評価を低下させ、ひいては当社グループの経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、東日本大震災と福島原発事故、タイの大規模洪水等により被災したことを受けて、事業継続計画(BCP)を策定し、計画を実行に移しつつありますが、事業継続計画での想定を越える災害が発生した場合、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等はありません。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、従前通り、顧客に信頼され、満足していただける製品開発に加え、近年強く求められております地球環境に配慮した製品及び需要の伸びが期待できる二次電池をはじめとするIT関連の製品の開発に鋭意取り組んでまいりました。研究開発体制は、引き続いて市場ニーズへの対応を試作開発チームで、中長期のテーマを専門分野別チームでそれぞれ分担し、厳しい事業環境の中、早期の販売実績化を最優先課題として進めたいとしました。セグメント別の研究開発活動は次の通りでありました。

薬品事業において、化成品事業を中心とした市場ニーズへの取り組みでは金属石鹼や樹脂用硬化触媒を環境対応型に改良することで使用範囲の拡大を提案してまいりました。また、超伝導関連薬剤は社外研究機関や特定パートナー等から寄せられるユーザーニーズに対応した材料開発を進めております。

リチウムイオン二次電池用正極材はラミネートセルによる正極材の自社評価技術を活かしながら、本格量産化しておりますニッケル系(ニッケル・コバルト・アルミ)、三元系(ニッケル・コバルト・マンガン)正極材の更なる高容量化、高出力化や長寿命化の研究開発と製品化を進め、自社コア技術の高度化に加えて新技術を付加することでパワーツールや車載分野で次期製品につながる提案を行っております。また、次世代正極活物質は社外研究機

関等との協業によって基礎開発を継続しております。

表面処理事業では環境対応型表面処理プロセスを求める市場ニーズに応じてノーシアン銅めっき液、ノーシアン銅錫めっきやニッケルフリーアルマイト封孔剤の研究開発と製品化を進め、国内外のユーザーニーズに適合した改良と次期製品につながる提案を行っております。また、主力製品であるスルファミン酸ニッケルめっき液の基礎研究も継続しております。

F P C 基板などの微細加工に使用するエッチング液はエッチングする金属の種類や選択性を多様化させる研究開発を進めて、種々のニーズに応えられる品揃えを拡充し、提案を行っております。また、めっき液やエッチング液を適切に管理する分析・管理装置の適用範囲の拡大と製品化では種々の測定原理を応用した分析・管理装置の開発を進めてユーザーの技術支援に取り組んでおります。

無電解ニッケルめっきプロセスでも環境対応や多様化するニーズに応えたラインナップの拡充と新しい提案を行っております。新たな機能性用途に向けた取り組みでは本事業年度よりコンソーシアムへの参加や社外研究機関との共同研究で基礎研究を開始致しました。

建材事業において、主力製品である「防火通気見切り縁 B M シリーズ」は、引き続き拡販に向けた仕様・性能検証を迅速に進め、新規顧客開拓に繋げました。また、軒天井板メーカーの新しい材料と、当社 B M シリーズを組み合わせた国土交通大臣認定を取得するため、予備の防火性能の確認試験を行い、国土交通大臣認定の防火認定を取得することができました。更に B M シリーズは、デザイン性・施工性・防水性を向上させ、低コストの新たな形状の製品や、都市部に多い軒の出が少ない建物に対応する新製品の開発を進めております。その他にも住宅関連の新製品開発を進めており、間仕切りパネル構造体の施工性や新たな機能を設けた関連製品の開発を進めております。また、エクステリア関連製品では、ポスト製品に新たな機能を追加した製品や、デザインと機能性を追求した外構用笠木の開発を進め、出荷に向け量産準備を進めております。一方、制御盤用熱交換器「クールフィン」に関しましては、主に工作機械メーカー向けに、省エネルギー対応の強化、欧米の規格に対応する製品群の充実を図っております。また、太陽光発電関連を新しい市場とし、これに対応できる新しいタイプの熱交換器の開発も進めております。

なお、当連結会計年度の研究開発費は、上記の各チームの活動費を含め368百万円(薬品事業314百万円、建材事業54百万円)であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当連結会計年度におけるわが国経済は、期初には東日本大震災により落ち込みましたが、その後、サプライチェーンの急速な復旧等もあり、持ち直しが見られたものの、第2四半期に入ってから欧州の債務危機などを背景とする海外経済の減速や急速な円高の進行に伴う輸出の落ち込み、生産拠点の海外シフトによる空洞化、さらにはタイで発生した洪水被害によってIT関連や自動車関連を中心に再度サプライチェーンが分断され、生産が阻害される等事業環境は悪化し、先行きについても不透明感の払拭は期待できない状況が続いています。

この間、当社グループは東京電力福島第二原子力発電所の事故により、生産活動が出来なくなった福島第一工場の生産品目を他工場での代替生産に切替える等の対応をとりましたが、8月には全面稼働体制を整え、薬品部門の生産体制としてはほぼ震災前に戻ることができました。また、福島第二工場はいまだに東京電力第一原子力発電所の20[※]の警戒区域に該当してはおりますが、生産開始に向けての準備を進めております。さらに、タイの海外子会社に関しましては新たにめっき用薬品以外の工業薬品の製造・販売を行う等の事業強化のための増資を行いました。10月に発生した洪水被害により全面的に操業停止に追い込まれましたが、12月初旬の工業団地内排水処理の終了を受け直ちに早期復旧に向けての全社的取り組みを開始し、本年2月初旬から操業を再開いたしました。

このような状況のもと、薬品部門においては新製品や新規用途開発品を中心に販売数量・生産数量の確保・拡大に努めましたが、当中間期の半ばまで全面稼働が出来なかった福島第一工場生産品の売上減及びその後の納入先の複数購買化の影響による売上回復の遅れ、当中間期後半以降の非鉄金属相場下落による売価低落、情報技術関連製品の納入先企業における在庫調整による需要減、円高に伴う輸出の減少、海外子会社の納入品の仕様変更に伴う減収、さらにはタイ洪水による生産・出荷停止の影響などにより売上高は前期比大幅に減少しました。建材部門においては、期を通じて堅調に推移し、売上高は前期比増加となりました。その結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比4,778百万円 18.7%減の20,761百万円となりました。

営業利益は、薬品部門における安価原料・リサイクル原料の使用拡大等低コスト体質の強化に努めましたが、減収及び生産数量減に伴う固定費負担増、非鉄金属相場下落に伴う原価に先行した売価低落、当期末における棚卸評価損等により、営業利益は前連結会計年度比1,601百万円 44.8%減の1,973百万円となりました。

経常利益は、営業外損益に大きな変動はありませんが、営業利益の大幅な減少により、前連結会計年度比1,575百万円 42.5%減の2,129百万円となりました。

税金等調整前当期純利益は、東京電力福島原子力発電所事故に伴う損害賠償金等があり、前連結会計年度比933百万円 29.1%減の2,275百万円となりました。

以上の結果、当期純利益は557百万円 28.9%減の1,368百万円となり、一株当たりの当期純利益は69円32銭(前連結会計年度97円76銭)、自己資本当期純利益率は5.9%(前連結会計年度8.8%)となりました。

(2) 財政状態の分析

当社グループは、円滑な事業活動の為の資金確保に努めるとともに、適切な流動性の維持を図り、健全なバランスシートの維持を目的に財務活動を進めています。

当連結会計年度末の総資産は28,802百万円(前連結会計年度末比184百万円0.6%減)、流動資産は19,426百万円(同405百万円2.1%増)、固定資産は9,376百万円(同589百万円5.9%減)となりました。

流動資産は、売上減に伴う売上債権の減少があったものの、現金および預金が大幅に増加したことによるものです。固定資産は、有形固定資産が既存設備の減価償却が進み、また投資その他資産も減少しました。

当連結会計年度末の負債合計は5,142百万円(同1,132百万円18.0%減)となりました。これは、生産数量減少に伴う仕入債務減および未払法人税の減少が主な要因です。

当連結会計年度末の純資産は23,659百万円(同948百万円4.2%増)となりました。これは、為替換算調整勘定のマイナス幅が拡大したものの利益剰余金が増加したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末78.4%から82.1%に上昇しました。また一株当たりの純資産額は、前連結会計年度末の1,152円57銭から当連結会計年度末は1,196円02銭になりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)の設備投資については、今後の景気見通し、業界の動向、投資効率等を総合的に勘案して実施しております。

当連結会計年度の設備投資は総額873百万円であり、その主なものとしては、薬品事業部門では、新製品の生産及び省力化・合理化並びに事業継続計画(BCP)対応を目的とした生産設備を主体として846百万円を実施いたしました。建材事業部門では、新製品生産設備を主体として27百万円を実施いたしました。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
埼玉工場 (埼玉県草加市)	薬品事業	無機薬品、有機薬品・その他製造設備	391,059	1,022,535	58,509 (40,487.07)	36,295	1,508,400	138
青柳工場 (埼玉県草加市)	建材事業	住宅建材・その他建材製造及び販売設備	72,802	33,708	52,327 (17,662.75)	11,833	170,673	30
福島第一工場 (福島県双葉郡 広野町)	薬品事業	無機薬品製造設備	209,256	327,307	123,712 (29,434.33)	15,208	675,485	20
福島第二工場 (福島県双葉郡 楢葉町)	薬品事業	無機薬品製造設備	194,935	5,452	155,469 (24,013.19)	421	356,279	
大利根工場 (埼玉県加須市)	薬品事業	無機薬品、有機薬品製造設備	152,160	176,987	620,110 (13,335.72)	9,575	958,834	25
本社 (東京都台東区)	薬品事業	本社管理業務及び東日本地区販売設備	18,465	2,846	46,380 (354.57)	1,557	69,249	47
大阪支店 (大阪市中央区)	薬品事業 建材事業	関西以西地区販売設備	8,330		162,729 (602.63)	3,703	174,764	18
名古屋支店 (名古屋市中区)	薬品事業 建材事業	中京・東海地区販売設備	5,399	171	7,182 (162.79)	818	13,571	8
研究設備	総合研究所 (埼玉県草加市)	調査・研究・開発設備	28,405	10,187		20,388	58,981	33
厚生設備	越谷社宅 (埼玉県越谷市)	社員住宅施設 (一部賃貸しております)	121,644		288,070 (1,946.00)		409,714	
	埼玉独身寮 (埼玉県草加市)	薬品事業 建材事業	24,394	30	9,111 (3,820.33)	395	33,933	
	青柳独身寮 (埼玉県草加市)	薬品事業	29,432		108,613 (1,130.31)	230	138,276	
	新田寮 (埼玉県草加市)	薬品事業	96,727		87,115 (968.59)		183,842	

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 帳簿価額の内「その他」は、工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。
4 リース契約等により使用する主要な賃借設備はありません。

(2) 在外子会社

平成23年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ネクサス・エレケミックCO.,LTD.	(タイ国アユタヤ県)	薬品事業	めっき加工設備	100,051	121,793	37,873 (10,444)	7,027	266,746	310
サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.	(タイ国アユタヤ県)	薬品事業	めっき用薬品製造設備	14,126	4,479	116,516 (26,224)	3,969	139,092	8

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 帳簿価額の内「その他」は、工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。
4 リース契約等により使用する主要な賃借設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万パー ツ)	既支払額 (百万パー ツ)				
サイアム・ エヌケーエ スCO.,LTD.	(タイ国ア ユタヤ県)	薬品事業	酸化銅製造 設備一式	191	97	増資資金	平成24年 7月	平成24年 9月	50トン/ 月

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,680,000	20,680,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は 1,000株であります。
計	20,680,000	20,680,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

株主総会の特別決議日(平成21年6月26日)

信託型ライツ・プラン導入のための新株予約権の発行

当社は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の企業価値を毀損し、株主の利益に反する買収に対する防衛策として、新株予約権と信託の仕組みを利用した第二回信託型ライツ・プランを導入することを平成21年6月26日開催の定時株主総会にて可決しました。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
決議年月日	平成21年6月26日	同左
付与対象者	(注)1	同左
新株予約権の数	25,000,000個	同左
新株予約権のうち自己 新株予約権の数		
新株予約権の目的とな る株式の種類	当社普通株式	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>(1) 新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記(2)又は(3)により対象株式数(下記(2)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>(2) 各新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。</p> <p>(3) 上記(2)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>資本金の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき。</p>	同左
新株予約権の行使時の払込金額	<p>(1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。</p> <p>(2) 行使価額は1円とする。</p>	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月30日(火)から平成24年6月30日(土)(ただし、平成24年6月30日(土)以前に権利発動事由(下記「新株予約権の行使の条件」欄の(1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間経過した日)までとする。ただし、新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額	各新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 下記 乃至 に記載される者を除く一又は複数の者が、新株予約権の割当日の前後を問わず、</p> <p>(ア)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合(()当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)又は(ii)当社が発行者である株券等(同法第27条の23第1項に定義される。)の公開買付けに係る公開買付者(後に定義される。)及び特別関係者(後に定義される。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。)の合計をいう。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定される。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定される。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。以下同じ。)を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認められた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
	<p>又は、</p> <p>(イ)当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。)に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の公告を行ったことを示す公表(ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。)</p> <p>以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループに属する者以外の者のみが、下記6及び7に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大量保有者グループ及び公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)には、()これらのグループに属する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記()に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記()若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者(取締役会が</p>	

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
	<p>行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者が否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成や、大規模買付者グループに属する者又は()に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するが否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。</p> <p>また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)所定の「保有者」)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)所定の「公開買付者」)を総称して「大規模買付者」という。</p> <p>当社又は当社の子会社</p> <p>当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)</p> <p>当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者からかかる信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)</p> <p>上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会がライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)</p> <p>(2) 上記(1)の規定にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、()次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(ii)又は(ii)の場合に該当するが否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。</p> <p>当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること</p>	

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
	<p>当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと</p> <p>当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること</p> <p>当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること</p> <p>上記乃至のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること</p> <p>(3) 上記(2)の規定のほか、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、()当該大規模買付け等が当社が発行者である普通株式全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、かつ、(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものである場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。</p> <p>(4) 上記(2)及び(3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、()所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。</p>	

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
	<p>(5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記(1)に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。</p> <p>(6) 新株予約権者が、上記(1)から(5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。</p> <p>当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名又は記名捺印した確認書(下記乃至 についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出されていること</p> <p>譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと</p> <p>譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと</p> <p>譲受人が上記及び に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと</p>	同左
取得条項に関する事項	(注) 2	同左
信託の設定の状況	(注) 3	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 当社は、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定しました。権利発動事由が発生するまでは、同信託銀行が同信託契約に基づき新株予約権を管理し、権利発動事由が発生した場合は、その後の一定の手続に従い最初に特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式所有者としての当社を除く。)が新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定されます。

2 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記「新株予約権の行使期間」欄の新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記「新株予約権の行使の条件」欄に従い新株予約権を行使することができる者及び上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。

(2) 上記のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の又は の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、新株予約権の全部を無償で取得する。

権利発動事由が生じた場合であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)又は(3)に従い新株予約権の全部が行使することができないとき

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合
当社取締役会が新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合

上記 乃至 のほか、当社取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

特別委員会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

当社の株主総会において、新株予約権全部を無償で取得すべき旨が会社法第309条第1項所定の方法により決議された場合

3 当社を委託者とし中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定しております。

4 取得の対価として交付される株式の種類及び数

(1) 上記(注)2に従った新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 上記(注)2に従った新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記(3)及び(4)により交付株式数(下記(3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 各新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映したうえで、調整後交付株式数を算出するものとする。

(4) 上記(3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付株式数の調整を必要とするとき

5 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時における新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の(1)から(5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない新株予約権に代わる新株予約権を、当該(1)から(5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に、下記 乃至 の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記 乃至 の各号の決定方針に沿う記載のある当該(1)から(5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

(1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社：新設分割計画

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社：株式移転計画

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類

存続株式会社等の普通株式

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数

合併等の条件等を勘案のうえ、目的となる存続株式会社等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」及び(注)2、4等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、上記「新株予約権の譲渡に関する事項」欄の乃至の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

6 新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

新株予約権の行使は、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに当社所定の新株予約権行使請求書(当該新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別途定める新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の新株予約権がある場合には、当社は、当該新株予約権者の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

7 新株予約権行使請求の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(注)6の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

8 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

9 法令の改正等による修正

法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、「新株予約権等の状況」欄(注記部分を含む。)に記載の各条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、これらの各条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
昭和56年4月1日	1,880	20,680	94,000	1,034,000	94,000	337,867

(注) 無償株主割当による資本準備金の資本組入によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		18	14	110	40	2	1,538	1,722	
所有株式数(単元)		5,433	33	3,518	1,443	1	10,143	20,571	109,000
所有株式数の割合(%)		26.41	0.16	17.10	7.01	0.01	49.31	100.00	

(注) 1 自己株式は、「個人その他」に696単元、「単元未満株式の状況」に814株含まれております。

2 従業員持株会連携型ESOP導入のために設定した信託が所有する当社株式201,000株は、「金融機関」に201単元含めて記載しております。なお、当該株式は連結財務諸表及び財務諸表上、自己株式として処理しております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日化産取引先グループ持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	2,151	10.40
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	1,000	4.84
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	970	4.69
にっかさん従業員持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	928	4.49
株式会社東京都民銀行	東京都港区六本木2丁目3番11号	660	3.19
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	627	3.03
日本パーカラージング株式会社	東京都中央区日本橋1丁目15番1号	410	1.98
株式会社近畿大阪銀行	大阪府大阪市中央区城見1丁目4番27号	404	1.95
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	400	1.93
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 常任代理人 ドイツ証券株式会社	TAUNUSANLAGE 12,D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY 東京都千代田区永田町2丁目11番1号	372	1.80
計		7,922	38.31

(注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 上記のほか、当社が所有している自己株式696千株(3.37%)があります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 897,000	201	
完全議決権株式(その他)	普通株式19,674,000	19,674	
単元未満株式	普通株式 109,000		1単元(千株)未満の株式
発行済株式総数	20,680,000		
総株主の議決権		19,875	

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」所有の株式201,000株を含めて表示しております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式814株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本化学産業株式会社	東京都台東区下谷 2丁目20番5号	897,000		897,000	4.34
計		897,000		897,000	4.34

(注) 当社保有の自己株式数には、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式数201,000株が含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

1 従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員の企業意思形成への参画意識を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当社の企業価値の向上を目指すべく、当社の従業員持株会との連携による従業員株式所有制度である「従業員持株会連携型ESOP」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

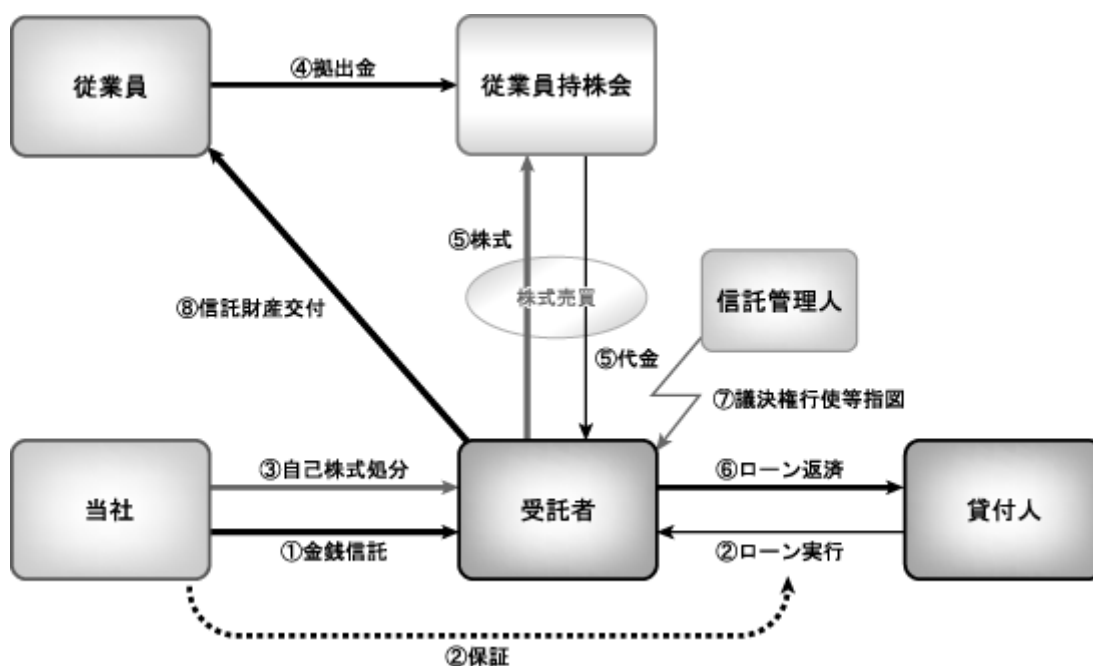
本制度において、当社と、当社から独立した第三者である信託管理人(有限会社東京共同会計事務所)及び株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)の間において締結する金銭信託契約に基づき、当社株式の保有及び処分を行う信託(以下「本信託」といいます。)を設定のうえ、本信託の受託者(以下「受託者」といいます。)であり割当予定先である株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)が、(i)借入れにより調達した資金をもって当社が処分する自己株式である株式を取得したうえ、当社の従業員持株会であ

る「にっかさん従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)による当社株式の継続かつ安定的な買付けに資するために、本信託の信託財産に属する当社株式を売り付けること、(ii)本信託の信託財産に属する当社株式につき、当社持株会の会員(以下「会員」といいます。)の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、(iii)本信託の信託財産に属する当社株式の売却によって当該借入れ返済後に余剰が生じる場合、金銭を会員に交付すること等を実施します。なお、当社は、受託者による借入れについて保証しますので、万一本信託の終了時までには当社株式の売却による当該借入れの返済に不足が生じる場合等には保証履行を行うこととなります。よって当社株価の下落により、信託終了時点において信託財産内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合には、保証契約に基づいて、当社が保証人として当該残債を一括弁済(保証履行)することとなりますが、従業員への負担は一切ありません。

(金銭信託契約の概要)

委託者 当社
 受託者 株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)
 受益者 当社持株会の会員又は会員であった者のうち所定の要件を充足する者
 信託契約日 平成23年2月10日
 信託期間 平成23年2月10日から平成28年3月31日まで

なお、本制度の仕組みは、以下のとおりであります。



当社は、当社持株会の会員又は会員であった者のうち所定の要件を充足する者(以下「適格会員」といいます。)を受益者として、上記信託契約に基づき、受託者に対し、金銭を信託します。なお、当該金銭は、本信託の運営費用に充当されます。

受託者は、貸付人から借入れを受けます。なお、当該借入れに際し、当社は、貸付人に対して保証を提供し、その対価として受託者から保証料を受け取ります。なお、株価の下落により本信託の終了時までには受託者の借入れが完済されず、本信託が負担する借入債務が残る場合には、保証契約に基づき当社が保証履行し、貸付人に対して一括して弁済します。

当社は、受託者に対し、当社保有の自己株式を処分します。

当社持株会の会員は、給与及び奨励金(福利厚生費)をもって、当社持株会に対し株式購入資金を拠出しま

す。

受託者は、本信託の信託財産に属する当社株式を時価で売り付け、また、当社持株会は、会員からの拠出金及び当社株式に係る配当金をもって、当社株式を時価で買い付けます。

受託者は、当社株式の売却代金及び当社株式に係る配当金をもって、貸付人に対する借入れの返済を行います。

受託者は、当社から独立した第三者である信託管理人(有限会社東京共同会計事務所)の指図により、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権につき当社持株会における議決権行使結果を比例的に反映する内容において行使します。

本信託は、信託期間満了日のほか、信託財産内の当社株式が全て売却された場合など、定められた終了事由が発生した場合に終了します。受託者は、適格会員に対し、信託終了時において残存する信託財産を交付します。その際、当社は、受託者から、本信託の運営費用に充当されなかった金銭の交付を受けます。

2 従業員持株会に取得させる株式の総数

287,000 株

3 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本信託契約で受益者となり得る者は、信託の終了時において当社持株会の会員であった者又は信託期間中に定年退職、転籍又は役員への昇格等会社都合によって当社持株会を退会した者とします。受託者たる株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)は、書類確認等の一定の手続を経て受益者を確定します。但し、受益者確定手続において受益者として確定することができなかつた者は、この限りではありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,127	618
当期間における取得自己株式	691	382

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (従業員持株会への処分)	78,000	31,128	6,000	2,395
保有自己株式数	897,814		892,505	

(注) 1 当期間におけるその他及び保有自己株式数には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

2 保有自己株式数には、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式数が当事業年度に201,000株、当期間に195,000株含まれております。

3 【配当政策】

当社の利益配分につきましては、長期的観点からの事業収益の拡大と企業体質の強化による成果に応じ株主の皆様へ長期かつ安定してお報いするという基本方針のもと、将来の積極的な事業展開と事業環境の急激な変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を勘案のうえ配当を決定することとしております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。

当期の剰余金の配当につきましては、今後の投資および激変する事業環境に備えるため内部留保の充実は引き続き必要であり、一方、当期は業績等の概要で申し述べましたような事由によって、前期に比し、当社連結の営業利益は44.8%減、経常利益は42.5%減、当期純利益は28.9%減となりましたが、一方で長期かつ安定的にお報いすることも基本方針としていること等を総合的に勘案し、取締役会決議により、中間1株につき8円、期末1株につき8円とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、生産設備増強・更新、環境対策設備、新製品生産設備、研究開発および海外展開、新規事業開拓等の投資に充てることとしております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 1 期末配当金は「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(中間245,000株、期末201,000株)に対する配当金(中間1,960,000円、期末1,608,000円)を含んでおります。

(注) 2 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年11月4日 取締役会決議	159,871	8
平成24年5月11日 取締役会決議	159,865	8

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第83期	第84期	第85期	第86期	第87期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	1,088	838	700	850	710
最低(円)	731	423	430	530	465

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	567	555	545	545	585	581
最低(円)	546	465	483	520	521	541

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		柳澤英二	昭和24年11月5日生	昭和48年4月 新日本製鐵(株)入社 昭和58年7月 新日本製鐵(株)標準建築事業部掛長 昭和62年4月 当社入社 昭和63年4月 当社建材本部長 平成元年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成8年4月 当社建材本部長兼社長室長 平成11年6月 当社代表取締役専務 平成15年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成15年7月 ネクス・エレケミックCO.,LTD. 代表取締役会長(現任) サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. 代表取締役会長(現任)	注2	227
常務取締役	総務部門 担当	久能忠生	昭和19年8月8日生	昭和49年2月 当社入社 平成元年4月 当社建材本部業務課課長 平成12年10月 当社総務部部長補佐 平成13年4月 当社総務部長 平成17年6月 当社取締役 平成22年4月 当社取締役 総務部門担当(現任) 平成24年6月 当社常務取締役(現任)	注2	37
取締役	薬品生産 本部長	小林憲男	昭和26年5月3日生	昭和45年3月 当社入社 平成6年4月 当社薬品生産本部技術部検査課課長 平成10年4月 当社薬品生産本部品質保証室長 平成13年7月 当社薬品生産本部埼玉工場生産部長 平成15年4月 当社薬品生産本部長(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任)	注2	24
取締役	建材本部長	桜井俊二	昭和24年7月2日生	昭和49年4月 ㈱三井銀行入社 平成10年4月 ㈱さくら銀行千住支店長 平成12年4月 ㈱さくら銀行国際企業ディビジョンカンパニー海外拠点統括部詰(インドネシアさくら銀行社長) 平成13年4月 ㈱三井住友銀行監査部副部長 平成14年12月 ㈱三井住友銀行業務監査部副部長 平成16年4月 ㈱三井住友銀行本店上席調査役 平成16年6月 当社常勤監査役 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成19年6月 当社社長室長 平成23年10月 当社社長室・建材本部担当 平成24年6月 当社建材本部長(現任)	注2	5
取締役	薬品営業 本部長 兼 海外 本部長	丁子幹雄	昭和22年5月19日生	昭和45年3月 当社入社 平成4年4月 当社薬品営業本部東京営業部表面処理営業課課長 平成8年4月 当社薬品営業本部東京営業部高崎出張所長 平成11年4月 当社薬品営業本部名古屋支店長 平成14年4月 当社薬品営業本部東京営業部長 平成18年6月 当社薬品営業副本部長 兼 東京営業部長 平成19年5月 当社薬品営業本部長 兼 東京営業部長 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成20年4月 当社薬品営業本部長 平成21年6月 当社薬品営業本部長兼海外本部長(現任)	注2	16

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)	
取締役	総合研究所長	鹿島 肇	昭和27年8月28日生	昭和48年4月 平成6年4月 平成17年7月 平成22年4月 平成24年6月	当社入社 当社総合研究所主任研究員 当社総合研究所長補佐 当社総合研究所長(現任) 当社取締役(現任)	注2	8	
取締役	社長室長	野瀬 賢造	昭和32年1月8日生	昭和54年4月 平成6年11月 平成16年7月 平成18年7月 平成22年4月 平成23年4月 平成23年10月 平成24年6月	新日本製鐵(株)入社 新日本製鐵(株)大阪支店建築営業室長 新日本製鐵(株)総合・システム建築部部長 新日鉄エンジニアリング(株)マネジメントサポートセンター財務部長 新日鉄エンジニアリング(株)調達企画部長 当社顧問 当社社長室長(現任) 当社取締役(現任)	注2		
常勤監査役		田中 龍一	昭和27年8月5日生	昭和50年4月 平成8年10月 平成12年4月 平成15年2月 平成15年6月 平成19年6月	三井信託銀行(株)入社 三井信託銀行(株)証券代行部次長 中央三井信託銀行(株)証券代行部次長 中央三井証券代行ビジネス(株)業務統括部長 中央三井証券代行ビジネス(株)取締役 当社常勤監査役(現任)	注3	2	
監査役		佐藤 榮太郎	昭和13年6月24日生	昭和43年2月 昭和47年9月 平成14年7月 平成20年6月	税理士登録 公認会計士登録 日本公認会計士協会東京会葛飾分会会長 当社監査役(現任)	注3	7	
監査役		花木 正義	昭和23年9月5日生	昭和45年12月 昭和46年4月 昭和50年7月 平成8年7月 平成14年7月 平成18年7月 平成19年7月 平成20年7月 平成20年8月 平成24年6月	税理士試験合格 名古屋国税局 入局 国税庁勤務 税務大学校教授 荏原税務署長(品川) 大阪国税局調査第一部長 東京国税局調査第二部長 東京国税局調査第二部長退任 税理士登録 当社監査役(現任)	注3		
監査役		白田 正博	昭和23年9月1日生	昭和47年4月 平成8年10月 平成18年6月 平成20年6月 平成24年6月	当社入社 当社建材本部建材生産部住宅建材製造課課長 当社建材本部建材生産部長 当社建材本部長 当社監査役(現任)	注3	26	
計								352

- (注) 1 常勤監査役田中龍一、監査役佐藤榮太郎及び花木正義の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社は『企業は公器』との理念に基づき、法と社会倫理を遵守するとともに、透明性、信頼性の高い企業運営を推進し、『成長』の達成によって企業価値を高め、以て社会に貢献するという経営の基本方針を実現するために、経営上の組織体制や運営方法を整備し、必要な施策を実施して行くことによりコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを、経営上の重要課題として位置づけております。

イ 企業統治の体制の概要

当社は、従来より少数の取締役(平成24年3月31日現在で5名、うち社外取締役はなし)全員が、原則として月1回開催される取締役会および常務会に出席し、管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役等から報告される全社にわたるキメ細かな情報をベースに、十分な議論を尽くした上での、適切かつ迅速な意思決定を行っており、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化に最大限の努力を図っております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役4名は監査制度の強化を図るため、常勤監査役は取締役会および常務会に、他の各監査役は取締役会に原則として毎回出席しており、取締役の業務執行を十分に監視しております。

(現状の体制を採用している理由)

当社は会社規模の観点から経営執行と業務監督を分離させることが、必ずしも効率的ではないと判断し、執行役員制度を採用せず、取締役全員が、監督機能・執行機能の両面に責任を負う運営体制をとっております。また当社は経験と見識および専門的な知識を有し、尚且つ、独立した立場から客観的・中立的監査を行える社外監査役3名を含む4名で構成される監査役制度を採用しております。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、従前より組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁規程、内部監査規程等、内部統制制度構築のための組織・諸規定の整備を推進して参りました。更に、会社法に従い、平成18年5月9日開催の取締役会で決議しました内部統制システム構築の基本方針に基づき、下記の整備を進めております。

- ・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、体制整備を目的としコンプライアンス綱領としての「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため「コンプライアンス委員会規程」を策定しております。コンプライアンス委員会規程に基づき、委員会を組織し、委員会において「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役員、従業員へ配布、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。
- 更に「内部通報処理規程」を策定、実施し、従業員等からの法令及び定款違反等の通報や相談が出来る体制を構築しております。
- ・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」を策定し、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報を包括的に管理しております。

なお、文書管理規程では、文書には電子媒体に記録されたものも含むとしましたが、コンピュータによる電子情報の重要性が増すなか、これへの対応として経営情報システムの企画、開発、改善、運用および保全について定めた「情報システム業務管理規定」を策定しておりますが、当連結会計年度において、内部統制強化の観点から一部改訂いたしました。

また、会社が発行、受理する文書に押印することにより会社の権利、義務が発生する印章に関わる規程として「印章管理規程」を策定し、印章の作製、登録、交付、改廃、使用および保管についてルール化しております。

- ・損失の危険の管理に関する規定その他の体制については、「リスク管理規程」を策定し、経営危機等リスクに対し、管理責任者を任命し、有事の際の対応体制・方法等の整備を実施しております。
- ・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制および金融商品取引法で求められている財務報告の信頼性確保の体制整備については、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定するとともに、プロジェクトチームを編成し、財務報告の内部統制に係る重要な業務の文書化および諸規程の整備等内部統制システムの一層の強化・改善に努めております。さらに内部監査部門により内部統制の整備・運用状況を適法性及び効率性の観点から検討のうえ評価し、これに基づいてプロジェクトチームより改善を重視した是正勧告およびこれを取締役会、監査役に報告するとともに当該部門で是正作業を実施し、内部統制の整備状況の把握および改善に努めております。
- ・当社の企業集団における内部統制の体制整備については、当社と連結対象子会社との業務の適正性を確保するために「関係会社管理規程」を策定するとともに、連結対象子会社における内部統制システム構築の作業を行っております。

八 責任限定契約の内容

当社は、社外監査役、会計監査人とそれぞれ業務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるように会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査

内部監査部門である社長室(4名)は、公認会計士等の専門資格を有するものを含め、財務および会計に関する実務経験が豊富な内部監査人より構成されており、リスクマネジメント、定款、諸規程の遵守等、内部監査規程に基づく監査を実施しており、その結果について、取締役監査役に報告いたしております。

社外取締役及び社外監査役

当社と当社の社外監査役(3名)の間には、現在、特別な人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準及び方針は設けておりません。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	79,692	53,817	25,875		5
監査役 (社外監査役を除く。)	4,155	3,555	600		1
社外役員	24,015	20,490	3,525		3

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が一億円以上であるものが存在しないため、記載していません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

重要なものはありません。

二 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、役位、就任年数等を基に、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

当社定款における定め概要

- ・当社の取締役は12名以内と定めるほか、株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行うこととし、累積投票によらないものと定めております。
- ・株主総会の特別決議要件につきましては、定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的に、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上をもって行うことができる旨定めております。
- ・自己の株式の取得につきましては、機動的な資本政策を遂行することを目的とし、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨定めております。
- ・剰余金の配当等の決定機関につきましては、株主へ機動的に利益還元ができるよう、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって決定できる旨定めております。尚、これに伴い、取締役の任期を1年に短縮する旨定めております。

取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であったものを含む)が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役および監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨定めております。

・ 社外取締役、社外監査役、会計監査人との間で、それぞれが業務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるように、会社法第423条第1項の責任について、法令で定める額を限度とする責任限定契約を締結することができる旨定めております。

期末日現在、社外監査役田中龍一氏、社外監査役鉢村淳氏、社外監査役佐藤榮太郎氏、及び明和監査法人と責任限定契約を締結しております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 33銘柄

貸借対照表計上額の合計額 1,499,355千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
日本パーカライジング(株)	233,000	267,251	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
荏原ユーザライト(株)	93,000	219,015	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本精化(株)	308,000	162,316	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
石原薬品(株)	114,160	125,576	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
第一稀元素化学工業(株)	29,900	94,633	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
東洋インキ製造(株)	196,618	83,562	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)東京都民銀行	66,775	72,117	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
日本ピグメント(株)	240,000	67,920	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
関東電化工業(株)	100,000	61,800	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本化学工業(株)	279,000	53,010	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	16,563	42,831	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
日本精鋳(株)	122,000	39,284	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)神戸製鋼所	136,990	29,589	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
新日本空調(株)	66,700	28,747	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)八十二銀行	60,000	28,740	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
(株)りそなホールディングス	55,878	22,127	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
三洋工業(株)	100,000	15,300	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
共立マテリアル(株)	39,834	15,216	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
みずほ証券(株)	62,688	13,854	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
大日精化工業(株)	20,680	8,272	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
中央三井トラスト・ホールディングス(株)	21,703	6,402	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
ミサワホーム(株)	10,541	5,449	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
JFEホールディングス(株)	1,664	4,050	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三井化学(株)	11,000	3,234	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
イビデン(株)	483	1,269	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
伊勢化学工業(株)	1,200	780	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
双日(株)	4,211	699	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三谷産業(株)	2,420	382	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
日本パーカライジング(株)	233,000	285,891	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
荏原ユージライト(株)	93,000	239,940	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本精化(株)	308,000	174,328	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
石原薬品(株)	128,660	149,245	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
第一稀元素化学工業(株)	29,900	88,384	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
東洋インキ製造(株)	196,618	67,046	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)東京都民銀行	66,775	66,641	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
日本ピグメント(株)	240,000	57,120	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	16,563	45,101	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
日本化学工業(株)	279,000	39,618	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本精鋳(株)	122,000	38,796	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
新日本空調(株)	66,700	32,683	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
関東電化工業(株)	100,000	30,600	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)八十二銀行	60,000	29,280	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
(株)りそなホールディングス	55,878	21,289	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
三洋工業(株)	100,000	19,100	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)神戸製鋼所	136,990	18,356	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
共立マテリアル(株)	42,579	14,988	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため

ミサワホーム(株)	10,541	9,149	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
大日精化工業(株)	20,680	8,023	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	21,703	5,729	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
J F Eホールディングス(株)	1,664	2,958	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三井化学(株)	11,000	2,761	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
イビデン(株)	794	1,682	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
双日(株)	4,211	623	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
伊勢化学工業(株)	1,200	564	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三谷産業(株)	2,420	379	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため

八 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	31,554	31,554			5,423
非上場株式以外の株式	122,384	119,961	4,005		10,831

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、明和監査法人に所属し、その氏名および監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

業務執行社員 久島昭弘

業務執行社員 大久保晴雄

業務執行社員 鈴木誠

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 1名 その他 1名

なお、会計監査上の問題点については、最低年 2 回監査役会と同監査法人との間で意見交換を行っております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	17		17	
連結子会社				
計	17		17	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について明和監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人や各種団体の開催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,099,293	8,513,481
受取手形及び売掛金	7,854,569	注3 6,591,519
商品及び製品	951,700	1,082,312
仕掛品	1,006,334	1,004,348
原材料及び貯蔵品	1,794,088	1,933,025
繰延税金資産	251,215	198,554
その他	70,970	105,081
貸倒引当金	6,970	2,040
流動資産合計	19,021,203	19,426,282
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,160,728	5,233,417
減価償却累計額	3,626,476	3,765,579
建物及び構築物（純額）	1,534,252	1,467,837
機械装置及び運搬具	10,414,231	10,454,973
減価償却累計額	8,247,656	8,747,850
機械装置及び運搬具（純額）	2,166,574	1,707,123
工具、器具及び備品	1,314,981	1,328,483
減価償却累計額	1,183,308	1,215,369
工具、器具及び備品（純額）	131,673	113,114
土地	1,904,994	1,985,417
建設仮勘定	104,235	207,842
有形固定資産合計	注2 5,841,730	注2 5,481,336
無形固定資産	25,563	25,564
投資その他の資産		
投資有価証券	注1 1,752,840	注1 1,672,510
生命保険積立金	366,550	398,650
保険積立金	233,137	49,139
長期預金	1,594,500	1,586,100
その他	169,814	164,552
貸倒引当金	18,608	1,570
投資その他の資産合計	4,098,234	3,869,383
固定資産合計	9,965,528	9,376,283
資産合計	28,986,732	28,802,566

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,648,909	注3 2,388,928
短期借入金	注2 605,465	注2 596,496
未払法人税等	791,105	433,841
賞与引当金	420,000	320,000
役員賞与引当金	30,000	25,000
災害損失引当金	153,962	19,709
その他	784,831	627,484
流動負債合計	5,434,274	4,411,461
固定負債		
長期未払金	44,516	44,516
繰延税金負債	236,713	172,478
退職給付引当金	321,917	313,780
環境対策引当金	9,532	9,532
資産除去債務	105,548	107,930
その他	122,410	82,929
固定負債合計	840,638	731,167
負債合計	6,274,913	5,142,628
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金	547,994	560,441
利益剰余金	21,610,506	22,663,235
自己株式	388,909	358,400
株主資本合計	22,803,590	23,899,277
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	100,953	81,547
為替換算調整勘定	192,725	320,886
その他の包括利益累計額合計	91,772	239,339
純資産合計	22,711,818	23,659,938
負債純資産合計	28,986,732	28,802,566

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
売上高	25,539,739	20,761,396
売上原価	注1 19,691,108	注1 16,621,049
売上総利益	5,848,630	4,140,346
販売費及び一般管理費	注2,注3 2,273,571	注2,注3 2,167,173
営業利益	3,575,058	1,973,173
営業外収益		
受取利息	19,467	14,553
受取配当金	35,058	40,407
仕入割引	15,685	14,091
不動産賃貸料	34,973	34,097
為替差益	9,452	16,329
補助金収入	30,550	-
保険配当金	-	23,580
その他	23,155	48,782
営業外収益合計	168,342	191,842
営業外費用		
支払利息	12,402	11,311
売上割引	14,412	12,619
賃貸収入原価	11,955	11,541
その他	124	458
営業外費用合計	38,895	35,931
経常利益	3,704,506	2,129,084
特別利益		
固定資産売却益	-	注4 210
投資有価証券売却益	-	0
受取補償金	-	387,273
災害損失引当金戻入	-	17,039
特別利益合計	-	404,523
特別損失		
固定資産売却損	注5 2,610	-
固定資産除却損	注6 18,050	注6 49,159
投資有価証券評価損	59,612	55,038
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	98,466	-
災害による損失	注7 162,791	注7 150,699
災害損失引当金繰入額	153,962	3,009
特別損失合計	495,494	257,906
税金等調整前当期純利益	3,209,011	2,275,701
法人税、住民税及び事業税	1,276,520	892,552
法人税等調整額	6,794	14,865
法人税等合計	1,283,315	907,417
少数株主損益調整前当期純利益	1,925,696	1,368,283
当期純利益	1,925,696	1,368,283

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,925,696	1,368,283
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	28,281	19,406
為替換算調整勘定	29,367	128,160
その他の包括利益合計	57,649	注1 147,566
包括利益	1,868,046	1,220,716
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,868,046	1,220,716
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,034,000	1,034,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,034,000	1,034,000
資本剰余金		
当期首残高	545,602	547,994
当期変動額		
自己株式の処分	2,391	12,446
当期変動額合計	2,391	12,446
当期末残高	547,994	560,441
利益剰余金		
当期首残高	20,039,403	21,610,506
当期変動額		
剰余金の配当	354,593	315,553
当期純利益	1,925,696	1,368,283
当期変動額合計	1,571,102	1,052,729
当期末残高	21,610,506	22,663,235
自己株式		
当期首残高	390,045	388,909
当期変動額		
自己株式の取得	2,178	618
自己株式の処分	3,314	31,128
当期変動額合計	1,136	30,509
当期末残高	388,909	358,400
株主資本合計		
当期首残高	21,228,959	22,803,590
当期変動額		
剰余金の配当	354,593	315,553
当期純利益	1,925,696	1,368,283
自己株式の取得	2,178	618
自己株式の処分	5,706	43,575
当期変動額合計	1,574,630	1,095,686
当期末残高	22,803,590	23,899,277

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	129,235	100,953
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,281	19,406
当期変動額合計	28,281	19,406
当期末残高	100,953	81,547
為替換算調整勘定		
当期首残高	163,358	192,725
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29,367	128,160
当期変動額合計	29,367	128,160
当期末残高	192,725	320,886
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	34,122	91,772
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	57,649	147,566
当期変動額合計	57,649	147,566
当期末残高	91,772	239,339
純資産合計		
当期首残高	21,194,837	22,711,818
当期変動額		
剰余金の配当	354,593	315,553
当期純利益	1,925,696	1,368,283
自己株式の取得	2,178	618
自己株式の処分	5,706	43,575
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	57,649	147,566
当期変動額合計	1,516,981	948,119
当期末残高	22,711,818	23,659,938

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,209,011	2,275,701
減価償却費	1,011,867	1,006,680
貸倒引当金の増減額（ は減少）	1,090	21,968
賞与引当金の増減額（ は減少）	35,000	100,000
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	-	5,000
退職給付引当金の増減額（ は減少）	29,264	8,137
長期未払金の増減額（ は減少）	59,916	-
災害損失引当金の増減額（ は減少）	153,962	134,252
固定資産売却損益（ は益）	2,610	210
固定資産除却損	18,050	49,159
投資有価証券評価損益（ は益）	59,612	55,038
受取利息及び受取配当金	54,525	54,961
支払利息	12,402	11,311
為替差損益（ は益）	3	0
受取補償金	-	387,273
災害損失	-	149,071
売上債権の増減額（ は増加）	797,137	1,245,273
たな卸資産の増減額（ は増加）	1,403,413	275,631
仕入債務の増減額（ は減少）	361,213	245,668
未払消費税等の増減額（ は減少）	99,377	36,635
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	98,466	-
その他	11,691	745
小計	2,531,348	3,596,513
利息及び配当金の受取額	51,753	57,692
利息の支払額	12,402	11,311
法人税等の支払額	1,270,851	1,242,974
補償金の受取額	-	387,273
災害損失の支払額	-	36,346
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,299,848	2,750,847

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	700,000	1,100,000
定期預金の預入による支出	794,500	1,100,000
有形固定資産の取得による支出	634,986	1,098,554
有形固定資産の売却による収入	1,545	430
無形固定資産の取得による支出	420	4,230
投資有価証券の取得による支出	101,404	18,053
生命保険積立金の積立による支出	17,461	30,920
保険積立金の解約による収入	-	207,274
保険積立金の積立による支出	49,139	-
その他	4,440	24,356
投資活動によるキャッシュ・フロー	900,807	968,411
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,579,465	1,355,000
短期借入金の返済による支出	1,334,000	1,363,968
差入保証金の回収による収入	13,500	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	76,260	40,368
自己株式の取得による支出	2,178	618
自己株式の売却による収入	5,706	43,575
配当金の支払額	352,562	314,127
財務活動によるキャッシュ・フロー	166,330	320,508
現金及び現金同等物に係る換算差額	10,830	47,739
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	221,880	1,414,188
現金及び現金同等物の期首残高	6,577,412	6,799,293
現金及び現金同等物の期末残高	注1 6,799,293	注1 8,213,481

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

ネクサス・エレケミックCO.,LTD.

サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.

(2) 非連結子会社の名称

株川口ニッカ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

持分法を適用した会社の名称

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株川口ニッカ

持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

ネクサス・エレケミックCO.,LTD.および サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 その他有価証券

 時価のあるもの

 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

 時価のないもの

 移動平均法による原価法

たな卸資産

 主として月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

 提出会社は定率法、在外連結子会社は定額法。

 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物及び構築物 10～20年

 機械装置及び運搬具 4～8年

無形固定資産(リース資産を除く)

 定額法

 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

 従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金

 役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

災害損失引当金

東日本大震災およびタイの洪水による建物・機械装置等の損傷に伴い、翌連結会計年度以降に見込まれる修復費用の発生に備えるため、当該損失見込額を見積り計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

環境対策引当金

提出会社は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業㈱から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。

(4) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分がないため全て純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資であります。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【追加情報】

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

注1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式)	8,000千円	8,000千円

注2 担保に供している資産

(イ)埼玉工場財団及び福島工場財団

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
建物及び構築物	798,278千円	710,204千円
機械装置	1,703,350千円	1,350,339千円
土地	153,961千円	153,961千円
工場財団合計	2,655,591千円	2,214,506千円

(ロ)青柳工場

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
建物	714千円	574千円
土地	52,327千円	52,327千円

(ハ)大阪支店

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
建物	8,942千円	7,961千円
土地	14,786千円	14,786千円

上記に対する債務

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	252,000千円	241,600千円

注3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形	千円	183,676千円
支払手形	千円	104,611千円

(連結損益計算書関係)

注1 売上原価に含まれている棚卸資産評価損は次のとおりであります。(は戻入益)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
商品	396千円	430千円
製品	10,969千円	37,729千円
仕掛品	9,614千円	51,534千円
原材料	4,709千円	27,576千円
計	3,751千円	116,410千円

注2 販売費及び一般管理費の主なもの

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
運送費及び保管費	467,374千円	422,211千円
貸倒引当金繰入額	1,090千円	千円
給与賞与	647,862千円	684,628千円
賞与引当金繰入額	134,633千円	53,775千円
役員賞与引当金繰入額	30,000千円	25,000千円
退職給付費用	47,278千円	51,341千円
研究開発費	382,974千円	368,800千円

注3 研究開発費の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
販売費及び一般管理費	382,974千円	368,800千円

注4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
機械装置及び運搬具	千円	210千円

注5 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
機械装置及び運搬具	2,610千円	千円

注6 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物及び構築物	4,466千円	169千円
機械装置及び運搬具	10,413千円	47,222千円
工具、器具及び備品	3,170千円	1,767千円
計	18,050千円	49,159千円

注7 災害による損失の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
棚卸資産	130,894千円	14,177千円
固定資産	千円	37,144千円
修繕費	3,222千円	4,128千円
操業休止期間中の固定費	25,304千円	78,071千円
その他	3,370千円	17,176千円
計	162,791千円	150,699千円

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

注1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	43,346千円
組替調整額	0千円
税効果調整前	43,346千円
税効果	23,940千円
その他有価証券評価差額金	19,406千円
為替換算調整勘定	
当期発生額	128,160千円
その他の包括利益合計	147,566千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,680,000			20,680,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	979,873	3,122	8,308	974,687

(注)当連結会計年度末の内279,000株は、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」所有のものであります

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)からにっかさん従業員持株会への売却による減少 8千株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	197,001	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月14日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	157,592	8.00	平成22年9月30日	平成22年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	159,874	8.00	平成23年3月31日	平成23年6月14日

(注)配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式279,000株に対する配当金2,232千円を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,680,000			20,680,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	974,687	1,127	78,000	897,814

(注)当連結会計年度末の内201,000株は、「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」所有のものであります

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)からにつかさん従業員持株会への売却による減少
78千株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月13日 取締役会(注1)	普通株式	159,874	8.00	平成23年3月31日	平成23年6月14日
平成23年11月4日 取締役会(注2)	普通株式	159,871	8.00	平成23年9月30日	平成23年12月5日

(注1) 配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式279,000株に対する配当金2,232千円を含んでおります。

(注2) 配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式245,000株に対する配当金1,960千円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	159,865	8.00	平成24年3月31日	平成24年6月13日

(注)配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式201,000株に対する配当金1,608千円を含んでおります。

[次へ](#)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

注1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金	7,099,293千円	8,513,481千円
預入期間が3ヵ月を超える 定期預金	300,000千円	300,000千円
現金及び現金同等物	6,799,293千円	8,213,481千円

2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	105,548千円	2,382千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産

主として、海外連結子会社における生産設備(機械及び装置)であります。

- ・無形固定資産

提出会社における人事関連システム(ソフトウェア)であります。

リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
工具、器具及び備品		
取得価額相当額	5,256千円	千円
減価償却累計額相当額	5,168千円	千円
期末残高相当額	87千円	千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年以内	87千円	千円
1年超	千円	千円
合計	87千円	千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	2,113千円	87千円
減価償却費相当額	2,113千円	87千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定して運用しております。また、資金調達については、銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は極力行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、銀行に対し長期性預金を実施しております。

仕入債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、すべて返済期日は1年以内の短期借入金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は社内管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理室等が、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、適宜、取引先の与信調査を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、輸出に係る売上債権と、原材料等の輸入に伴う仕入債務がありますが、信用リスク及び為替のリスクを回避するため、主に国内の商社を通じた取引や円建ての取引を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告するとともに、適宜発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引については、極力行わない方針であります。変動リスクに対するヘッジ取引を目的として止むを得ずデリバティブ取引を行う場合は、社内規定に基づき取締役会が承認することになっております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、総務部が月次に資金計画を作成するなどの方法により流動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,099,293	7,099,293	
(2) 受取手形及び売掛金	7,854,569	7,854,569	
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,609,174	1,609,174	
(4) 長期預金	1,594,500	1,611,734	17,234
資産計	18,157,537	18,174,771	17,234
(1) 支払手形及び買掛金	2,648,909	2,648,909	
(2) 短期借入金	605,465	605,465	
負債計	3,254,374	3,254,374	
デリバティブ取引			

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 長期預金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は行っておりません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	143,666

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
現金及び預金	7,099,293		
受取手形及び売掛金	7,854,569		
長期預金		1,594,500	
合計	14,953,862	1,594,500	

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定して運用しております。また、資金調達については、銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は極力行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、銀行に対し長期性預金を実施しております。

仕入債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、すべて返済期日は1年以内の短期借入金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は社内管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理室等が、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、適宜、取引先の与信調査を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、輸出に係る売上債権と、原材料等の輸入に伴う仕入債務がありますが、信用リスク及び為替のリスクを回避するため、主に国内の商社を通じた取引や円建ての取引を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告するとともに、適宜発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引については、極力行わない方針であります。変動リスクに対するヘッジ取引を目的として止むを得ずデリバティブ取引を行う場合は、社内規定に基づき取締役会が承認することになっております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、総務部が月次に資金計画を作成するなどの方法により流動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,513,481	8,513,481	
(2) 受取手形及び売掛金	6,591,519	6,591,519	
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,583,881	1,583,881	
(4) 長期預金	1,586,100	1,533,607	52,492
資産計	18,274,981	18,222,488	52,492
(1) 支払手形及び買掛金	2,388,928	2,388,928	
(2) 短期借入金	596,496	596,496	
負債計	2,985,425	2,985,425	
デリバティブ取引			

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 長期預金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は行っておりません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	88,628

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,513,481			
受取手形及び売掛金	6,591,519			
長期預金		1,086,100		500,000
合計	15,105,000	1,086,100		500,000

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	780,140	479,386	300,751
債券			
その他			
小計	780,140	479,389	300,751
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	815,676	938,937	123,260
債券			
その他	13,357	16,039	2,682
小計	829,033	954,976	125,942
合計	1,609,174	1,434,365	174,808

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額135,666千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について59,612千円(その他有価証券の株式59,612千円)減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	903,850	664,226	239,624
債券			
その他			
小計	903,850	664,226	239,624
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	666,392	772,153	105,761
債券			
その他	13,639	16,039	2,399
小計	680,031	788,193	108,161
合計	1,583,881	1,452,419	131,462

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額80,628千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について55,038千円(その他有価証券の株式55,038千円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、当連結会計年度においてデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付の概要

前連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(平成22年 6月に適格退職年金制度から移行)及び退職一時金制度を設けております。

また、総合設立型の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、退職給付債務の計算に含めておりません。

・要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成22年 3月31日現在)

年金資産の額	403,992,043千円
年金財政計算上の給付債務の額	458,224,132千円
差引額	<u>54,232,088千円</u>

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合(自平成21年 4月 1日 至平成22年 3月31日)

0.39%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高47,948,646千円および、前年度からの繰越不足金6,283,442千円の合計額であります。また、未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率1.55%、償却残余期間は平成22年 3月末で 8年10月であります。

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、総合設立型の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、退職給付債務の計算に含めておりません。

なお、タイの在外連結子会社は、確定給付型の退職給付制度を採用しております。

・要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成23年 3月31日現在)

年金資産の額	408,248,881千円
年金財政計算上の給付債務の額	454,863,103千円
差引額	<u>46,614,221千円</u>

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合(自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)

0.40%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高43,398,522千円および、前年度からの繰越不足金3,215,699千円の合計額であります。また、未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率1.55%、償却残余期間は平成23年 3月末で 7年10月であります。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日) (千円)	当連結会計年度 (平成24年3月31日) (千円)
イ 退職給付債務	1,121,802	1,151,625
ロ 年金資産	713,935	774,469
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	407,867	377,155
ニ 未認識過去勤務債務	5,082	3,862
ホ 未認識数理計算上の差異	91,032	67,237
ヘ 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	321,917	313,780

(注) 在外連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) (千円)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) (千円)
イ 勤務費用	131,960	137,880
ロ 利息費用	22,491	22,436
ハ 期待運用収益	13,568	14,278
ニ 未認識過去勤務債務の費用処理額	1,016	1,219
ホ 数理計算上の差異の費用処理額	20,934	33,421
ヘ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	160,801	178,239

(注) 簡便法を採用している在外連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
ロ 割引率	2.0%	2.0%
ハ 期待運用収益率	2.0%	2.0%
ニ 過去勤務債務の費用処理額	5年	5年
ホ 数理計算上の差異の処理年数	5年	5年

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	169,680千円	120,640千円
未払事業税	55,199千円	30,917千円
長期未払金	17,984千円	15,714千円
退職給付引当金	130,054千円	109,657千円
投資有価証券評価損	80,062千円	69,955千円
減損損失	124,229千円	107,164千円
減価償却費	60,567千円	62,337千円
資産除去債務	42,641千円	38,099千円
その他	37,375千円	53,666千円
繰延税金資産合計	717,795千円	608,153千円
繰延税金負債		
在外子会社留保利益	142,163千円	110,613千円
固定資産圧縮積立金	462,724千円	404,252千円
その他有価証券評価差額金	68,431千円	44,491千円
その他	29,973千円	22,719千円
繰延税金負債合計	703,293千円	582,076千円
繰延税金資産の純額	14,501千円	26,076千円

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
流動資産 繰延税金資産	251,215千円	198,554千円
固定負債 繰延税金負債	236,713千円	172,478千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)及び当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の40.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.7%、平成27年4月1日以降のものについては35.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が5,595千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が12,023千円、その他有価証券評価差額金額が6,427千円、それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

河川法に基づく占有許可の期間満了に伴う構築物(橋梁)の原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から60年と見積り、割引率は2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注)	103,219千円	105,548千円
時の経過による調整額	2,328千円	2,382千円
期末残高	105,548千円	107,930千円

(注)前連結会計年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社グループは、本社において「薬品事業」「建材事業」に関する国内及び海外の包括的な戦略を立案し、これを基に、「薬品事業」については、薬品営業本部、薬品生産本部、海外子会社等で、「建材事業」については、建材本部で、具体的な事業活動を展開しております。

また、「薬品事業」は、銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、ナフテン酸・オクチル酸等の金属石鹸、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液の製造販売及びめっき加工をしております。

「建材事業」はアルミ製よろい戸・観音開きよろい戸、鋼製雨戸、防火通気見切り縁、手摺・笠木等の住宅用建材製品、外装用パネル、制御盤用熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品の製造販売をしております。

従って当社グループは、製品・サービス別セグメントから構成されている「薬品事業」及び「建材事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1、2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	22,519,959	3,019,780	25,539,739		25,539,739
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	22,519,959	3,019,780	25,539,739		25,539,739
セグメント利益	3,118,955	851,405	3,970,360	395,302	3,575,058
セグメント資産	15,838,164	1,563,748	17,401,913	11,584,818	28,986,732
その他の項目					
減価償却費	953,458	42,530	995,989	13,548	1,009,538
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	832,118	29,334	861,452	14,500	875,953

(注) 1. セグメント利益の調整額 395,302千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社本社での総務部等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント資産の調整額11,584,818千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1、2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	17,730,273	3,031,122	20,761,396		20,761,396
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	17,730,273	3,031,122	20,761,396		20,761,396
セグメント利益	1,498,603	879,080	2,377,684	404,511	1,973,173
セグメント資産	14,087,996	1,533,453	15,621,449	13,181,116	28,802,566
その他の項目					
減価償却費	953,511	39,038	992,550	14,078	1,006,629
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	653,469	33,948	687,418	188,663	876,082

(注) 1. セグメント利益の調整額 404,511千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社本社での総務部等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント資産の調整額13,181,116千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア・オセアニア	その他	合計
21,696,718	3,784,840	58,180	25,539,739

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アジア・オセアニア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド

その他：米国、ヨーロッパ諸国他

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	タイ	合計
5,192,072	649,657	5,841,730

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア・オセアニア	その他	合計
17,934,064	2,825,917	1,414	20,761,396

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アジア・オセアニア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド

その他：米国、ヨーロッパ諸国他

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	タイ	合計
4,934,135	547,200	5,481,336

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,152.57円	1,196.02円
1株当たり当期純利益金額	97.76円	69.32円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,925,696	1,368,283
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,925,696	1,368,283
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,698	19,739
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株

(注) 「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(前連結会計年度279,000株、当連結会計年度201,000株)は、1株当たり情報の算定の基礎となる期中平均株式数から除いております。

(注) 3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	22,711,818	23,659,938
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	22,711,818	23,659,938
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	19,705	19,782

(注) 「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(前連結会計年度279,000株、当連結会計年度201,000株)は、1株当たり情報の算定の基礎となる期末普通株式数から除いております。

(重要な後発事象)

当社は、東京電力株式会社から公表された賠償基準に基づき、同社に対し福島原子力発電所事故に伴う当社福島第一・第二工場の損害について補償請求を行っていましたが、以下のとおり補償金額の通知があり合意いたしました。

合意書提出日	補償金額	補償対象期間
平成24年5月8日	133,866千円	平成23年3月11日から平成23年8月31日
平成24年5月30日	10,675千円	平成23年9月1日から平成23年11月30日
平成24年6月19日	118,593千円	平成23年12月1日から平成24年3月31日
合計	263,134千円	

これに伴い、翌連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)において、263,134千円を特別利益に計上する予定であります。

なお、今回で5回目の合意であり、平成24年3月31日までに合意し、当連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)に特別利益として計上した補償金額は387,273千円となっておりますが、原子力損害による賠償を定めた法律に基づく原子力損害賠償審査会が公表した指針が未決定部分も含め、東京電力株式会社に対し引き続き補償請求の交渉を行っております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	605,465	596,496	1.2	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務	40,555	37,210		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	115,885	76,403		
その他有利子負債				
ファイナンス・リース負債 (1年以内)	14,261			
ファイナンス・リース負債 (1年超)				
計	14,261			
合計	776,167	710,109		

(注)1 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を計算しておりません。

2 短期借入金の当期末残高には、従業員持株会連携型ESOPによる借入金156,496千円が含まれております。

3 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)及びファイナンス・リース負債(1年超)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	37,644	35,713	3,045	

【資産除去債務明細表】

「資産除去債務関係」注記において記載しておりますので、省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	5,905,312	10,958,923	16,004,394	20,761,396
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (千円)	780,650	1,246,530	1,715,343	2,275,701
四半期(当期)純利益金額 (千円)	493,369	759,578	1,021,062	1,368,283
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	25.03	38.52	51.76	69.32

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	25.03	13.49	13.24	17.56

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,577,767	7,763,484
受取手形	2,049,030	注2 1,996,016
売掛金	5,500,434	4,587,139
商品及び製品	939,623	1,075,645
仕掛品	1,006,334	1,004,348
原材料及び貯蔵品	1,719,838	1,909,558
繰延税金資産	249,703	172,335
その他	65,343	27,269
貸倒引当金	6,970	2,040
流動資産合計	18,101,105	18,533,758
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,063,638	4,170,396
減価償却累計額	2,860,331	2,974,382
建物(純額)	1,203,307	1,196,014
構築物	883,792	889,202
減価償却累計額	701,634	731,557
構築物(純額)	182,158	157,645
機械及び装置	9,840,798	10,096,240
減価償却累計額	7,981,406	8,530,748
機械及び装置(純額)	1,859,392	1,565,491
車両運搬具	119,287	125,623
減価償却累計額	107,980	110,265
車両運搬具(純額)	11,307	15,358
工具、器具及び備品	1,258,903	1,295,295
減価償却累計額	1,145,207	1,193,178
工具、器具及び備品(純額)	113,696	102,117
土地	1,743,912	1,831,027
建設仮勘定	78,299	66,480
有形固定資産合計	注1 5,192,072	注1 4,934,135
無形固定資産		
借地権	1,682	1,682
ソフトウェア	1,116	2,768
リース資産	14,500	11,600
電話加入権	7,848	7,848
施設利用権	415	387
無形固定資産合計	25,563	24,287

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1,744,840	1,664,510
関係会社株式	265,827	521,827
出資金	1,800	1,800
破産更生債権等	17,038	-
長期前払費用	64,192	83,828
生命保険積立金	366,550	398,650
保険積立金	233,137	49,139
長期預金	1,500,000	1,500,000
その他	5,272	4,633
貸倒引当金	18,608	1,570
投資その他の資産合計	4,180,051	4,222,820
固定資産合計	9,397,688	9,181,243
資産合計	27,498,793	27,715,001
負債の部		
流動負債		
支払手形	713,746	注2 732,175
買掛金	1,860,723	1,647,506
短期借入金	注1 605,465	注1 596,496
リース債務	3,045	3,045
未払金	326,211	77,144
未払費用	306,704	333,954
未払法人税等	760,432	432,482
未払消費税等	15,226	51,861
前受金	15,192	16,098
預り金	12,261	27,782
賞与引当金	420,000	320,000
役員賞与引当金	30,000	25,000
災害損失引当金	153,962	16,700
設備関係支払手形	20,690	28,161
流動負債合計	5,243,661	4,308,407
固定負債		
長期未払金	44,516	44,516
リース債務	12,180	9,135
繰延税金負債	66,423	40,698
退職給付引当金	321,917	310,646
環境対策引当金	9,532	9,532
資産除去債務	105,548	107,930
その他	6,525	6,525
固定負債合計	566,643	528,984
負債合計	5,810,305	4,837,392

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金		
資本準備金	337,867	337,867
その他資本剰余金	210,126	222,573
資本剰余金合計	547,994	560,441
利益剰余金		
利益準備金	258,500	258,500
その他利益剰余金	20,135,949	21,301,520
研究開発積立金	125,000	125,000
配当準備積立金	55,000	55,000
固定資産圧縮積立金	682,633	740,900
別途積立金	16,800,500	18,150,500
繰越利益剰余金	2,472,815	2,230,120
利益剰余金合計	20,394,449	21,560,020
自己株式	388,909	358,400
株主資本合計	21,587,534	22,796,061
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	100,953	81,547
評価・換算差額等合計	100,953	81,547
純資産合計	21,688,487	22,877,609
負債純資産合計	27,498,793	27,715,001

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	24,363,102	20,154,100
売上原価		
商品売上原価		
商品期首たな卸高	118,051	163,754
当期商品仕入高	5,260,499	3,729,344
合計	5,378,551	3,893,098
商品期末たな卸高	163,754	153,104
商品売上原価	注1 5,214,796	注1 3,739,994
製品売上原価		
製品期首たな卸高	638,002	775,868
当期製品製造原価	13,961,064	12,577,877
合計	14,599,067	13,353,745
製品他勘定振替高	注2 6,699	注2 6,320
製品期末たな卸高	775,868	922,540
原材料・仕掛品評価損	注1 14,324	注1 77,096
製品売上原価	注1 13,830,823	注1 12,501,981
売上原価合計	注1 19,045,620	注1 16,241,975
売上総利益	5,317,482	3,912,124
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	466,942	422,211
貸倒引当金繰入額	1,090	-
給料及び賞与	581,055	643,439
役員報酬	78,246	77,862
賞与引当金繰入額	134,633	53,775
役員賞与引当金繰入額	30,000	25,000
退職給付費用	47,278	51,341
福利厚生費	117,303	102,835
減価償却費	12,647	14,383
研究開発費	注7 382,974	注7 368,800
その他	311,269	295,100
販売費及び一般管理費合計	2,163,441	2,054,751
営業利益	3,154,041	1,857,373

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業外収益		
受取利息	16,230	14,114
受取配当金	35,058	注3 185,556
仕入割引	15,685	14,091
不動産賃貸料	34,973	34,097
為替差益	9,536	16,464
補助金収入	30,550	-
雑収入	21,674	65,227
営業外収益合計	163,709	329,551
営業外費用		
支払利息	8,664	10,061
売上割引	14,412	12,619
賃貸収入原価	11,955	11,541
雑支出	124	177
営業外費用合計	35,157	34,401
経常利益	3,282,593	2,152,524
特別利益		
固定資産売却益	-	注4 210
投資有価証券売却益	-	0
受取補償金	-	注8 387,273
災害損失引当金戻入	-	17,039
特別利益合計	-	404,523
特別損失		
固定資産売却損	注5 148	-
固定資産除却損	注6 18,050	注6 17,082
投資有価証券評価損	59,612	55,038
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	98,466	-
災害による損失	注9 162,791	注9 66,619
災害損失引当金繰入額	153,962	-
特別損失合計	493,032	138,740
税引前当期純利益	2,789,560	2,418,306
法人税、住民税及び事業税	1,150,700	861,600
法人税等調整額	25,624	75,582
法人税等合計	1,125,075	937,182
当期純利益	1,664,485	1,481,124

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
原材料費	注	10,741,081	75.2	9,294,369	73.5
労務費		1,641,819	11.5	1,615,635	12.8
経費		1,907,942	13.3	1,731,646	13.7
(うち減価償却費)		(887,575)		(840,367)	
(うち外注加工費)		(184,687)		(144,347)	
当期総製造費用		14,290,843	100.0	12,641,651	100.0
仕掛品期首たな卸高		832,955		1,006,334	
合計		15,123,799		13,647,986	
他勘定振替高		156,399		65,759	
仕掛品期末たな卸高		1,006,334		1,004,348	
当期製品製造原価	13,961,064		12,577,877		

原価計算の方法 組別総合原価計算法を採用しておりますが、期中は一部予定原価を用い、期末において原価差額を調整しております。

(注) 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
売上原価(仕掛品評価損)	9,614	51,534
販売費及び一般管理費	18,111	14,224
特別損失	128,673	
計	156,399	65,759

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,034,000	1,034,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,034,000	1,034,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	337,867	337,867
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	337,867	337,867
その他資本剰余金		
当期首残高	207,735	210,126
当期変動額		
自己株式の処分	2,391	12,446
当期変動額合計	2,391	12,446
当期末残高	210,126	222,573
資本剰余金合計		
当期首残高	545,602	547,994
当期変動額		
自己株式の処分	2,391	12,446
当期変動額合計	2,391	12,446
当期末残高	547,994	560,441
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	258,500	258,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	258,500	258,500

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他利益剰余金		
研究開発積立金		
当期首残高	125,000	125,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	125,000	125,000
配当準備積立金		
当期首残高	55,000	55,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	55,000	55,000
特別償却準備金		
当期首残高	1,945	-
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	1,945	-
当期変動額合計	1,945	-
当期末残高	-	-
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	683,548	682,633
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	914	122
実効税率変更に伴う積立金の増加	-	58,389
当期変動額合計	914	58,266
当期末残高	682,633	740,900
別途積立金		
当期首残高	15,700,500	16,800,500
当期変動額		
別途積立金の積立	1,100,000	1,350,000
当期変動額合計	1,100,000	1,350,000
当期末残高	16,800,500	18,150,500
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,260,063	2,472,815
当期変動額		
剰余金の配当	354,593	315,553
当期純利益	1,664,485	1,481,124
特別償却準備金の取崩	1,945	-
固定資産圧縮積立金の取崩	914	122
実効税率変更に伴う積立金の増加	-	58,389
別途積立金の積立	1,100,000	1,350,000
当期変動額合計	212,752	242,695
当期末残高	2,472,815	2,230,120

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	19,084,557	20,394,449
当期変動額		
剰余金の配当	354,593	315,553
当期純利益	1,664,485	1,481,124
特別償却準備金の取崩	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
実効税率変更に伴う積立金の増加	-	-
別途積立金の積立	-	-
当期変動額合計	1,309,891	1,165,571
当期末残高	20,394,449	21,560,020
自己株式		
当期首残高	390,045	388,909
当期変動額		
自己株式の取得	2,178	618
自己株式の処分	3,314	31,128
当期変動額合計	1,136	30,509
当期末残高	388,909	358,400
株主資本合計		
当期首残高	20,274,114	21,587,534
当期変動額		
剰余金の配当	354,593	315,553
当期純利益	1,664,485	1,481,124
自己株式の取得	2,178	618
自己株式の処分	5,706	43,575
当期変動額合計	1,313,419	1,208,527
当期末残高	21,587,534	22,796,061
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	129,235	100,953
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,281	19,406
当期変動額合計	28,281	19,406
当期末残高	100,953	81,547
評価・換算差額等合計		
当期首残高	129,235	100,953
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,281	19,406
当期変動額合計	28,281	19,406
当期末残高	100,953	81,547
純資産合計		
当期首残高	20,403,349	21,688,487
当期変動額		
剰余金の配当	354,593	315,553
当期純利益	1,664,485	1,481,124
自己株式の取得	2,178	618
自己株式の処分	5,706	43,575
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,281	19,406
当期変動額合計	1,285,137	1,189,121
当期末残高	21,688,487	22,877,609

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価引下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～20年

機械装置 5～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 災害損失引当金

東日本大震災による建物・機械装置等の損傷に伴い、翌事業年度以降に見込まれる修復費用の発生に備えるため、当該損失見込額を見積り計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業㈱から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

注1 担保に供している固定資産

(イ)埼玉工場財団及び福島工場財団

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	647,688千円	578,471千円
構築物	150,590千円	131,733千円
機械及び装置	1,703,350千円	1,350,339千円
土地	153,961千円	153,961千円
工場財団合計	2,655,591千円	2,214,506千円

(ロ)青柳工場

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	714千円	574千円
土地	52,327千円	52,327千円

(ハ)大阪支店

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	8,942千円	7,961千円
土地	14,786千円	14,786千円

上記に対する債務

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	252,000千円	241,600千円

注2 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
受取手形	千円	183,676千円
支払手形	千円	104,611千円

3 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
ネクサス・エレケミックCO.,LTD	千円	80,100千円 (30,000千BAHT)

[次へ](#)

(損益計算書関係)

注1 売上原価に含まれている棚卸資産評価損は次のとおりであります。(〃 は戻入益)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
商品	396千円	430千円
製品	10,969千円	37,729千円
仕掛品	9,614千円	51,534千円
原材料	4,709千円	25,561千円
計	3,751千円	114,395千円

注2 他勘定振替高は販売費及び一般管理費への振替であります。

注3 関係会社との取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
受取配当金	千円	145,148千円

注4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
車両運搬具	千円	210千円

注5 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
車両運搬具	148千円	千円

注6 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物	3,964千円	169千円
構築物	501千円	千円
機械及び装置	10,365千円	15,199千円
車両運搬具	48千円	117千円
工具、器具及び備品	3,170千円	1,595千円
計	18,050千円	17,082千円

注7 研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	382,974千円	368,800千円

注8 東京電力株式会社から公表された賠償基準に基づき、同社に対し福島原子力発電所事故に伴う当社福島第一・第二工場の損害について補償請求を行なっておりました補償金額であります。

注9 災害による損失の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
棚卸資産	130,894千円	千円
修繕費	3,222千円	千円
操業休止期間中の固定費	25,304千円	55,804千円
その他	3,370千円	10,814千円
計	162,791千円	66,619千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	979,873	3,122	8,308	974,687

(注)当事業年度末の内279,000株は、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」所有のものであります。

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)からにっかさん従業員持株会への売却による減少
8千株

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	974,687	1,127	78,000	897,814

(注)当事業年度末の内201,000株は、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」所有のものであります。

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)からにっかさん従業員持株会への売却による減少
78千株

[次へ](#)

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

無形固定資産

人事関連システム(ソフトウェア)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
工具、器具及び備品		
取得価額相当額	5,256千円	千円
減価償却累計額相当額	5,168千円	千円
期末残高相当額	87千円	千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	87千円	千円
1年超	千円	千円
合計	87千円	千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

支払リース料及び減価償却費相当額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	2,113千円	87千円
減価償却費相当額	2,113千円	87千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価を把握することができるものではありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	265,827
計	265,827

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものがあります。

当事業年度(平成24年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価を把握することができるものではありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	521,827
計	521,827

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものがあります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	169,680千円	120,640千円
未払事業税	55,199千円	30,917千円
長期未払金	17,984千円	15,714千円
退職給付引当金	130,054千円	109,657千円
投資有価証券評価損	80,062千円	69,955千円
減損損失	124,229千円	107,164千円
減価償却費	60,567千円	62,337千円
貸倒引当金	5,031千円	554千円
資産除去債務	42,641千円	38,099千円
その他	30,831千円	26,893千円
繰延税金資産合計	716,283千円	581,934千円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	462,724千円	404,252千円
その他有価証券評価差額金	68,431千円	44,491千円
その他	1,847千円	1,552千円
繰延税金負債合計	533,004千円	450,297千円
繰延税金資産の純額	183,279千円	131,627千円

(注)当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
流動資産 繰延税金資産	249,703千円	172,335千円
固定負債 繰延税金負債	66,423千円	40,698千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)及び当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.7%、平成27年4月1日以降のものについては35.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が5,595千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が12,023千円、その他有価証券評価差額金額が6,427千円、それぞれ増加しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

河川法に基づく占有許可の期間満了に伴う構築物(橋梁)の原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から60年と見積り、割引率は2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注)	103,219千円	105,548千円
時の経過による調整額	2,328千円	2,382千円
期末残高	105,548千円	107,930千円

(注)前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,100.64円	1,156.48円
1株当たり当期純利益金額	84.50円	75.03円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,664,485	1,481,124
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,664,485	1,481,124
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,698	19,739
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株

(注) 「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(前事業年度279,000株、当事業年度201,000株)は、1株当たり情報の算定の基礎となる期中平均株式数から除いております。

(注) 3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	21,688,487	22,877,609
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	21,688,487	22,877,609
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	19,705	19,782

(注) 「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(前連結会計年度279,000株、当連結会計年度201,000株)は、1株当たり情報の算定の基礎となる期末普通株式数から除いております。

(重要な後発事象)

当社は、東京電力株式会社から公表された賠償基準に基づき、同社に対し福島原子力発電所事故に伴う当社福島第一・第二工場の損害について補償請求を行っていましたが、以下のとおり補償金額の通知があり合意いたしました。

合意書提出日	補償金額	補償対象期間
平成24年 5 月 8 日	133,866千円	平成23年 3 月11日から平成23年 8 月31日
平成24年 5 月30日	10,675千円	平成23年 9 月 1 日から平成23年11月30日
平成24年 6 月19日	118,593千円	平成23年12月 1 日から平成24年 3 月31日
合 計	263,134千円	

これに伴い、翌事業年度(平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで)において、263,134千円を特別利益に計上する予定であります。

なお、今回で 5 回目の合意であり、平成24年 3 月31日までに合意し、当事業年度(平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで)に特別利益として計上した補償金額は387,273千円となっておりますが、原子力損害による賠償を定めた法律に基づく原子力損害賠償審査会が公表した指針が未決定部分も含め、東京電力株式会社に対し引き続き補償請求の交渉を行っております。

[前へ](#)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘 柄		株 式 数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価 証券	其他有価 証券	日本パーカライジング(株)	233,000	285,891
		荏原ユーザライト(株)	93,000	239,940
		日本精化(株)	308,000	174,328
		石原薬品(株)	128,660	149,245
		第一稀元素化学工業(株)	29,900	88,384
		(株)三菱ケミカルホールディングス	176,000	77,792
		東洋インキ製造(株)	196,618	67,046
		(株)東京都民銀行	66,775	66,641
		日本ピグメント(株)	240,000	57,120
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	16,563	45,101
		三井生命(株)	200,000	44,962
		(株)みずほフィナンシャルグループ	310,808	41,959
		日本化学工業(株)	279,000	39,618
		日本精鉱(株)	122,000	38,796
		新日本空調(株)	66,700	32,683
		ユミコア・スペシャリティイー・ケミカルズ・スービック, INC.	41,528,239	31,554
		関東電化工業(株)	100,000	30,600
		(株)八十二銀行	60,000	29,280
		(株)りそなホールディングス	55,878	21,289
		三洋工業(株)	100,000	19,100
		(株)神戸製鋼所	136,990	18,356
		共立マテリアル(株)	42,579	14,988
		その他 16銘柄	109,113	36,194
計		44,599,824	1,650,871	

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価 証券	其他有価 証券	投資信託(新光)	
		ニュー・トピックス・インデックス インデックス・マネージメント・ファン ド225	21,007,250
		27,321,197	6,005
計		48,328,447	13,639

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,063,638	111,400	4,642	4,170,396	2,974,382	118,523	1,196,014
構築物	883,792	5,410		889,202	731,557	29,923	157,645
機械及び装置	9,840,798	432,357	176,915	10,096,240	8,530,748	712,241	1,565,491
車両運搬具	119,287	12,997	6,661	125,623	110,265	8,635	15,358
工具、器具及び備品	1,258,903	70,540	34,148	1,295,295	1,193,178	80,882	102,117
土地	1,743,912	87,115		1,831,027			1,831,027
建設仮勘定	78,299	512,411	524,230	66,480			66,480
有形固定資産計	17,988,632	1,232,233	746,598	18,474,266	13,540,131	950,206	4,934,135
無形固定資産							
借地権				1,682			1,682
ソフトウェア				6,251	3,483	1,250	2,768
リース資産				14,500		2,900	11,600
電話加入権				7,848			7,848
施設利用権				420	32	27	387
無形固定資産計				30,703	3,516	4,178	24,287
長期前払費用	82,053	22,825	1,248	103,631	19,803	1,942	83,828
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 1 増加の主なものは、機械及び装置 塩化錫・アンチモン製造設備160,065千円、緊急時発電設備46,083千円、リサイクル原料関連設備19,906千円であります。

2 無形固定資産の金額が資産の総額の百分の一以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

3 長期前払費用の償却の方法は定額法によっております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	25,578	2,040	17,038	6,970	3,610
賞与引当金	420,000	320,000	420,000		320,000
役員賞与引当金	30,000	25,000	30,000		25,000
災害損失引当金	153,962	16,700	120,223	33,739	16,700
環境対策引当金	9,532				9,532

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

災害損失引当金の当期減少額の「その他」は、当期発生額との差額による取り崩し額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,212
預金	
当座預金	7,460,701
普通預金	569
定期預金	300,000
小計	7,761,271
合計	7,763,484

受取手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
伊藤忠建材株式会社	166,561
住友林業株式会社	160,253
和光化学株式会社	130,027
共栄産業株式会社	95,914
ティーエーケミカル株式会社	92,590
その他	1,350,667
合計	1,996,016

(ロ)期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成24年3月	183,676
4月	535,451
5月	475,137
6月	451,942
7月	328,668
8月	20,920
9月	219
合計	1,996,016

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
丸善薬品産業株式会社	458,859
ソニーエナジーデバイス株式会社	454,907
小西安株式会社	375,333
日本化薬株式会社	286,882
三菱化学株式会社	211,124
その他	2,800,031
合計	4,587,139

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	
5,500,434	21,065,355	21,978,649	4,587,139	82.7	87.6

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品及び製品

区分	金額(千円)
商品	
無機薬品	146,649
有機薬品その他	6,455
計	153,104
製品	
無機薬品	713,972
有機薬品その他	118,779
住宅建材	88,707
その他建材	1,081
計	922,540
合計	1,075,645

仕掛品

品名	金額(千円)
薬品部門	932,640
建材部門	71,708
合計	1,004,348

原材料及び貯蔵品

品名	金額(千円)
薬品部門	1,769,128
建材部門	140,430
合計	1,909,558

長期預金

区分	金額(千円)
定期預金	1,500,000

支払手形及び設備関係支払手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
支払手形	
日本鐵板株式会社	137,569
石原薬品株式会社	91,222
山形化学株式会社	57,060
株式会社ワクイ	49,479
有限会社杉山商事	39,902
その他	356,940
小計	732,175
設備関係支払手形	
株式会社三鈴エリー	10,920
コマツリフト株式会社	5,901
三豊化工機株式会社	2,940
その他	8,400
小計	28,161
合計	760,336

(口)期日別内訳

期日別	支払手形金額(千円)	設備関係支払手形金額(千円)
平成24年 3月	104,611	
4月	164,802	5,512
5月	161,853	5,617
6月	157,110	5,071
7月	133,936	11,529
8月	9,861	430
合計	732,175	28,161

買掛金

相手先	金額(千円)
正同化学工業株式会社	178,186
佐藤金属株式会社	140,860
石原薬品株式会社	76,912
株式会社扇谷	73,751
日本鐵板株式会社	73,430
その他	1,104,365
合計	1,647,506

(3) 【その他】

特記すべき事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 又は買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 当社定款において、単元未満株式を有する株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しない旨が規定されております。

(注) 2 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社は平成24年4月1日をもって、住友信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更し、以下のとおり商号・住所等が変更となっております。

取扱場所 (特別口座)
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

株主名簿管理人 (特別口座)
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第86期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)平成23年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第87期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)平成23年8月12日関東財務局長に提出。

第87期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)平成23年11月14日関東財務局長に提出。

第87期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)平成24年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成23年6月30日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月20日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 久 島 昭 弘

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 久 保 晴 雄

業務執行社員 公認会計士 鈴 木 誠

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は東京電力株式会社に対して、福島原子力発電所事故に伴う福島第一・第二工場の損害について補償請求を行っていたが、平成24年5月8日、平成24年5月30日及び平成24年6月19日に補償金額263,134千円で合意している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本化学産業株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本化学産業株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月20日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員 公認会計士 久島 昭 弘
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大久保 晴 雄
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴木 誠

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第87期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は東京電力株式会社に対して、福島原子力発電所事故に伴う福島第一・第二工場の損害について補償請求を行っていたが、平成24年5月8日、平成24年5月30日及び平成24年6月19日に補償金額263,134千円で合意している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。